

第5回 建設厚生委員会記録

1 日 時 平成30年9月19日(水) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 4名

委 員 長 堀川 義徳

委 員 渡辺 幹衛

副 委 員 長 八木 清美

〃 関根 正明

4 欠席委員 1名

委 員 山川 香一

5 欠 員 1名

6 職務出席者 0名

7 説明員 5名

市 長 入村 明

健康保険課長 吉越 哲也

建設課長 杉本 和弘

環境生活課 岡田 雅美

福祉介護課長 葭原 利昌

8 事務局員 4名

局 長 岩澤 正明

主 査 道下 啓子

主 査 齊木 直樹

9 件 名

議案第74号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第4号)のうち当委員会所管事項

議案第75号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項

議案第77号 平成29年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成29年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

10 閉会中の継続審査(調査)の申し出について

○委員長(堀川義徳) ただいまから建設厚生委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、山川委員のほうがですね、病気療養中のためということで、欠席の報告をいただいておりますので、山川委員はきょう欠席ということで御了承願いたいと思います。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第74号の所管事項及び議案第75号の補正予算2件、議案第76号の所管事項、議案第77号、議案第78号及び議案第81号の決算の認定4件の合計6件であります。

議案第74号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第4号)のうち当委員会所管事項

○委員長(堀川義徳) 初めに、議案第74号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第4号)についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

- 建設課長（杉本和弘） たいだいま議題となりました議案第 74 号 平成 30 年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第 4 号）のうち建設課所管分について御説明申し上げます。

14 ページをごらんください。中段の 8 款 4 項 1 目住宅管理費の中川住宅修繕工事は、本年 6 月に発生した大阪府北部の地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、市営住宅の既設コンクリートブロック塀について、国の基準に基づき点検を行った結果、中川住宅敷地内に地震時に倒壊する危険性が高いコンクリートブロック塀を確認いたしました。既にコンクリートブロック塀の解体撤去工事は完了しておりますが、入居者の安全を確保するため、転落防止柵を設置したいものでございます。

次に、その下の 3 目持家住宅費の住まいのリフォーム促進事業は、地震時に道路に面したブロック塀等の倒壊による人身事故を未然に防止するため、生活道路に面し、接する道路面からの高さが 1 メーター 20 を超える塀または門柱で、コンクリートブロック、コンクリートパネル、石、れんが、その他の礎石材でつくられているものを対象として、その解体撤去、補強及び復旧工事に對し補助したいものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

- 委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

- 福祉介護課長（葭原利昌） 続きまして、福祉介護課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳入から説明を申し上げます。9 ページをお開きください。上段の 15 款 2 項 2 目 3 節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 176 万円は、生活保護法の一部改正に伴う生活保護システム改修費用に対する補助金であります。

中段の 21 款 5 項 3 目 1 節雑入のうち、平成 28 年度認知症高齢者グループホーム整備費補助金返還金 32 万 8000 円及び平成 28 年度高齢者福祉施設開設準備費補助金返還金 7 万 5000 円は、平成 28 年度にグループホーム「みのり妙高」の建設工事及び開設に伴う備品購入等に対し補助を行いました。補助事業者の消費税に係る仕入れ控除額が確定したこと、補助金の返還を受けるものであります。

その下の 4 目 1 節過年度収入 130 万 6000 円は、平成 29 年度の生活保護費国庫負担金、低所得者介護保険料軽減国庫等負担金並びに障害児施設措置費国庫負担金等について、精算により追加交付となったものであります。

続いて、歳出について御説明申し上げます。11 ページをお開きください。上段 2 款 1 項 19 目 23 節償還金利子及び割引料のうち、精算返納金の福祉介護課分 3202 万円は、平成 29 年度の生活扶助費等国庫負担金を初め、12 件の国・県補助金などが確定したこと、それぞれ精算返納したいものであります。

13 ページをお開きください。中段の 3 款 1 項 1 目 28 節介護保険特別会計繰出金 4000 円は、介護保険第 1 号被保険者の第 1 段階の方の介護保険料軽減分追加交付分について、繰り出しをするものであります。

その下の 3 項 1 目 13 節委託料 276 万 5000 円は、生活保護システムの改修に係るものであります。

以上で福祉介護課所管の説明を終わります。

- 委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

- 健康保険課長（吉越哲也） 続きまして、健康保険課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。9 ページをごらんください。中段の 21 款 5 項 3 目雑入のうち、一番上の平成 28 年度医療施設等設備整備費補助金返還金 4 万 1000 円は、平成 28 年度にけいなん総合病院の MR I 購入に補助を行いました。運営主体である県厚生連の消費税に係る仕入れ控除額が確定したこと、補助金の返還を受けるものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。11 ページをごらんください。上段の2款1項19目諸費、黒丸の精算返納金（健康保険課）13万7000円のうち、平成28年度医療施設等設備整備費県補助金精算返納金は、歳入で御説明申し上げましたけいなん総合病院の補助金には、県の補助金が含まれていることから、返納するものではありません。

その次の平成29年度老人医療費助成事業県補助金精算返納金は、事業の実績が確定したことに伴い、概算払いを受けていた補助金の超過額を平成30年度に返納するものであります。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第74号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） おはようございます。74号のうち住まいのリフォーム事業の関連でブロック塀の撤去の費用計上されていますけど、住まいのリフォーム事業そのものは、先日有線放送では打ち切られたという放送をしていましたけど、実績はどのようになっていますか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 30年度の実績でございますが、件数にいたしまして338件、申請額にいたしますと2998万円でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 総括質疑でもありましたけど、ブロック塀の撤去もこの住まいのリフォーム事業の中でやられるんだと説明でしたけど、そのとき条件がつくかという質疑ありましたよね。火報とかなんかない話もありましたけど、住まいのリフォーム事業というのは、大分やりとりもあったんですけど、本年度は2回目も認めましたよね。2回目まででしたか、例えば3回目でもいいのか、4回目でもいいのか。

○建設課長（杉本和弘） 2回です。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 2回目までですよ。そうすると、今のブロック塀の撤去のときの人は、2回目になったり、2回を使っていたりする可能性もあるわけですよ。その対応をどのように考えていますか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今までは、2回を利用限度額として一般のものについては扱ってきましたが、これとは別ですね、1住宅につき1回を限度としてブロック塀につきましては認めたいと思っております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 中川住宅の件ですけれども、そのブロック塀の外観について、どのようだったかお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ブロック塀は、5段で1メートルでございますけども、その下にコンクリート擁壁がございます、合わせますと2メートル70から1メートル45センチの高さというものが87メートルありました。

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第74号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

議案第 75 号 平成 30 年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第 75 号 平成 30 年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） ただいま議題となりました議案第 75 号 平成 30 年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。特 11 ページをお開きください。6 款 1 項 2 目 23 節償還金利子及び割引料の償還金 1 億 5792 万 6000 円は、介護給付費や地域支援事業費における平成 29 年度の国・県負担金、交付金等が確定したことに伴い、精算返納したいものであります。

その上の 4 款 1 項 1 目 25 節介護給付費準備基金積立金は、歳入歳出の財源を調整するために 601 万 9000 円を減額するものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。戻りまして、特 9 ページをお開きください。6 款 1 項 4 目 1 節低所得者保険料軽減繰入金（過年度分）4000 円は、第 1 号被保険者の第 1 段階の方の介護保険料軽減分についての精算に伴う一般会計からの繰り入れであります。

7 款 1 項 1 目 1 節繰越金 1 億 5190 万 3000 円は、今ほど御説明いたしました償還金の財源として計上したものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第 75 号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今ここでは基金の積立金が減で、歳入のほうで見ると、繰越金が増になっています。これは、財源関係で言うと、今の介護保険料を引き上げたその関連では、どのような関連になっているか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 今回のですね、この介護給付費準備基金 601 万 9000 円を減額させていただきました。これにつきましては、基本的に精算返納金、今回多額の精算返納金ございます。約 1 億 800 万円ほどあるんですが、29 年度にこれらの精算返納金の相当額が実績額よりも上回って入ってきているわけでございますので、本来であれば 29 年から 30 年への繰越金の中にこれらの財源がそのまま含まれていいはずなんです。しかしながら、29 年度の収支におきまして、歳入の一部でございます具体的には国からの調整交付金、これが予算 3 億 260 万円を見込んでいたんですけども、それが結果して約 2 億 8900 万円しか入ってこなかったという結果になりました。そういったところで、平成 30 年度へのですね、繰越金が要するに減少して、その繰越金だけではこれらの精算返納金が返せなくなったので、この介護給付費準備基金積立金を減額して財源調整をするものでございます。委員今おっしゃいました介護保険料、平成 30 年度確かに引き上げをさせていただきました。そういう意味では、30 年度の予算につきましては、昨年度の当初予算に比べて 1 億 1600 万円ほどの増の予算を計上してございます。そ

の関係で申しますと、この財源調整の仕方とすれば、この介護保険料もこの財源調整の一つの手段にはなり得るんですが、今現在この段階でまだ介護保険料につきましては1期と2期徴収をしておるのみでございます。その中でいわゆる上積み分といいますか、調定、予算に対してどれぐらい上回って入ってくるというベースが今現在では100万円という状況でございましたので、この保険料は使えないと、そこでこの基金を減額したということでございます。

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第75号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち当委員会所管事項

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ただいま議題となりました議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち建設課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から説明申し上げます。24ページをお開きください。中段の14款1項7目1節の道路橋梁使用料は、市道の占用料などであり、その下の2節住宅使用料は、市営住宅の使用料などであり、

次に、30ページをお開きください。中段の15款2項1目3節防衛施設周辺整備調整交付金のうち5300万円は、消雪パイプ2カ所の更新工事に対する国からの交付金であります。

次に、32ページをお開きください。上段の5目1節道路橋梁費補助金、その下の2節住宅費補助金は、各事業に対する国からの交付金であります。

続きまして、歳出について説明申し上げます。78ページをお開きください。2款1項1目一般管理費の空き家等適正管理事業では、所有者などに対して適正管理に向けて必要な措置をとるよう助言や指導を行いました。

次に、大きく飛びまして、234ページをお開きください。下段の8款2項3目除雪対策費の除雪対策事業では、約388キロの車道除雪と約29キロの歩道除雪を実施し、冬期間の安全、安心な道路交通の確保に努めました。

次に、238ページをお開きください。中段の4目道路新設改良費の道路新設改良事業では、市道広田町仲一丁線など6路線で改良工事1,119.9メートルを実施しました。

次に、248ページをお開きください。中段の4項3目持家住宅費の住まいのリフォーム促進事業では、419件に補助を行い、住宅の質の向上と市内経済の活性化に寄与することができました。下段の住宅取得等支援事業では、人口減少対策として、移住、定住を促進するため、住宅の取得などにかかわる費用の一部を補助し、92世帯、316名の移住、定住につなげることができました。その下の妙高ふるさと暮らし応援事業では、空き家登録物件の情報

提供を初め、移住希望者にあわせたオーダーメイドの空き家見学ツアーを新たに開催するなど、移住、定住の促進に取り組みました。

次に、252 ページをお開きください。上段の 5 項 1 目都市計画総務費のスマートインターチェンジ整備事業では、新井スマートインターチェンジが昨年 12 月から 24 時間運用となり、利便性の向上が図られました。

最後に、大きく飛びまして、328 ページをお開きください。下段の 11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は、融雪や豪雨及び台風などで被災した市道及び河川 20 カ所の災害復旧工事が主なものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葎原利昌） 続きまして、福祉介護課所管について主なもののみ御説明申し上げます。

まず、歳入から説明申し上げます。28 ページをお開きください。中段の 15 款 1 項 1 目 1 節社会福祉負担金のうち 2 行目、障害者自立支援給付費等負担金は、在宅生活が困難な障がい者の日常生活の自立と適応力を養うための支援に対する国からの負担金であります。その下の 3 節生活保護費等負担金並びに生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は、生活保護受給者に係る扶助費や生活困窮者の自立支援に対する国からの負担金であります。

次に、歳出について申し上げます。134 ページをお開きください。中段の 3 款 1 項 4 目心身障がい者福祉費、障がい者日常生活支援事業では、障がい者の社会参加の促進に努めるとともに、平成 30 年度から 35 年度までを計画期間とする第 4 期妙高市障がい福祉計画の策定を行いました。

136 ページをお開きください。障がい者相談支援事業では、身体障害者手帳所持者で、福祉サービスの未利用者に対して訪問を行い、状態に応じたサービス利用につなげたほか、こころのままのアート展を開催し、障がい者の方の生きがいをづくりと障がい者理解の促進に努めました。

最後に、少し飛びますが、154 ページをお開きください。中段の 3 款 3 項 1 目生活保護総務費、生活困窮者自立支援事業では、経済的、社会的自立を目指す生活困窮の方やひきこもりの方に対して、本人の状況に応じた自立相談支援、就労支援を行った結果、支援対象者 43 名のうち 30 名が就労につながりました。

以上で福祉介護課所管の説明を終わります。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 続きまして、健康保険課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。決算書 30 ページをごらんください。下段の 15 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金のうち、がん検診推進事業補助金は、一定年齢の市民を対象とした子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン事業に対する国の補助金であります。

34 ページをごらんください。下段の 16 款 1 項 1 目 4 節保険基盤安定負担金は、国民健康保険税の軽減分など一般会計から国民健康保険特別会計への繰り出しに対する県の負担金であります。その次の 5 節保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療保険の被保険者保険料の軽減分に対する県の拠出金であります。

次に、歳出について御説明申し上げます。122 ページをごらんください。中段の国民健康保険特別会計繰出金は、国が定めた繰り出し基準による必要額を繰り出したものであります。

次に、130 ページをごらんください。上段の後期高齢者医療運営事業は、県後期高齢者医療広域連合へ療養給付費及び共通経費の当市負担分を、また特別会計へ保険料軽減分及び事務費を支出したものであります。

158 ページをごらんください。上段の地域医療体制確保事業では、市内病院の医療提供体制の充実を図るため、医師確保に向けた要望活動などを実施するとともに、救急医療及び小児医療の専門病床を運営する費用に対し補助

を行いました。また、妙高地域の医療のかなめである妙高診療所のエアコンを入れかえ、快適な診療環境の確保に努めました。

下段から 160 ページをごらんください。市民主体の健康づくり事業では、健康長寿！『目指せ元気 100 歳』運動とタイアップして、妙高元気ポイント事業をスタートしたほか、健康フェアの開催などを通じて市民主体の健康づくり活動を推進しました。

162 ページをごらんください。上段の生活習慣病予防健診・重症化予防事業では、健康寿命の延伸と医療費の削減を図るため、市民健康診査や各種がん検査を行うとともに、国・県よりも高い大腸がんや胃がんの死亡率を下げするため、大腸がん撲滅キャンペーンを継続し、講演会の開催や検体回収を市役所開庁日に拡大したほか、新たにピロリ菌検査を実施いたしました。

少し飛びまして、167 ページをごらんください。上段のすくすく親子健康づくり事業では、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や訪問指導を行うとともに、産前産後の家事、育児の支援の一部助成や健康保険課に設置しております子育て世代包括支援センターにおいて、全ての妊産婦の状況把握や特に支援を要する方には、支援プランを作成し、妊娠から出産、子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行いました。

以上で健康保険課の説明を終わります。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 続きまして、環境生活課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。20 ページをお開きください。中段 14 款 1 項 1 目 3 節の市営バス使用料は、市営バス平丸線、上小沢線、関燕温泉線、原通線、妙高高原地域 3 路線など 9 路線に係る運賃収入です。

次に、26 ページをごらんください。下段の 2 項 2 目 1 節環境衛生手数料は、指定ごみ袋の売り上げや処理施設に直接持ち込まれたごみ処理手数料のほか、し尿と浄化槽汚泥の処理手数料が主なものです。

飛びまして、36 ページをごらんください。中段の 16 款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金のうち、消費者行政推進事業等補助金は、消費生活相談員による相談窓口の開設及び被害防止のための啓発活動等の取り組みに対する県からの補助金です。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。104 ページ下段から 106 ページにかけて、生活交通確保対策事業では、市営バス 9 路線の運行や路線バス、コミュニティバス、乗り合いタクシーの運行費補助を行うとともに、75 歳以上の方に 1 乗車当たりの利用負担を 100 円とするバス利用支援を実施するなど、生活交通の維持、確保に努めました。

飛びまして、168 ページをお開きください。国立公園妙高環境会議事業では、3つのプロジェクトの推進を図るとともに、ライチョウ保護に向けた生態調査やいもり池周辺、笹ヶ峰高原の外来植物駆除活動を実施いたしました。また、新潟県との共催により、妙高版森里川フォーラムを開催し、里山の大切さを訴えるとともに、県内の名水地域の交流拡大、情報発信を行いました。

次に、172 ページ中段、鳥獣対策事業ですが、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等の有害鳥獣の追い払いや捕獲体制の強化を図るため、追い払い専門員による監視パトロールや猿のテレメトリー調査などを実施するとともに、鳥獣被害対策実施隊による駆除活動を行いました。また、猟友会の担い手確保のため、猟銃免許の取得に対し補助を行っておりますが、29 年度では 3 名の方が第 1 種猟銃免許を取得しております。

最後に、178 ページ、ごみ減量・リサイクル推進事業では、11 種 14 分別の収集体制によるごみの適正処理を行うとともに、衣類、食器類のリユース品の回収の通年実施、また妙高、妙高高原地域での資源物の拠点回収など利便性の向上に努めました。

以上で環境生活課の所管事項の説明を終わります。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第76号に対する質疑を行います。

まず、質疑の方法について今回から変更しましたので、説明をいたします。従前の委員ごとに質疑する方法から事業ごとに質疑する方法に変更いたします。これにより、1つの事業に対して全員が集中的に質疑を行うことができ、中身の濃い効率のよい質疑になると思われま。

歳出の審査については、決算附属書類、主要な成果説明に記載の事業を質疑し、その他事業は歳出科目の款単位で科目の記載順で質疑を行います。また、歳入の審査については、歳出の事業に関連し質疑を行うか、歳出事業全てを行った後歳入の質疑を行うことといたします。

それでは、歳出の質疑から行います。まず、2款総務費のうち、環境生活課の犯罪のないまちづくり推進事業について質疑を行います。

八木委員。

○八木委員（八木清美） よろしく願いいたします。犯罪のないまちづくりの推進事業、8ページですが、特殊詐欺の防止用録音器材の効果はどのようなか、お尋ねいたします。

まず、その中で貸し出しルールというものを設けているようですが、どのようなか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） お答えいたします。

貸し出しにつきましては、通話録音装置普及モニター事業実施要綱に基づいて行っておりますが、貸し出し対象者といたしまして、市内にお住まいの原則65歳以上の方で、ひとり暮らし世帯、あるいは高齢者のみで構成される世帯、日中に住居に高齢者のみとなることが常態である世帯、こちらの方に貸し出しのほう現在行っております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 契約期間はどのようなですか。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） お答えいたします。

原則貸し出しの日から1年ということになっております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 貸し出して、その効果と申しますか、その後はどのようにされていますか。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 貸出者につきましては、一応アンケート調査と申しますか、そういったものを実施しております、やはり電話がかかってきた時点で、この会話が録音されるということがありますと、そういったことを考えて電話している方は、そこで切るというのがありますし、その後一応原則1年となっておりますが、希望があれば続けて使ってもらえるような形で運用しております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 例えばこれを購入するとした場合に、大体どのくらいするわけですか。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 市で購入した際には1万円弱ぐらいの値段でしたが、今非常にこういった機器も進歩しておりますので、一概に幾らというのは難しいんですが、大体1万5000円あれば普通の家電製品屋さんで買える

金額となっております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 私も以前ですね、ひとり暮らしの知人にですね、ちょっと心配だったんですが、電話をしてみたところ、その器材が取りつけてあるようで録音されておりました。非常に側から見ても安心しますし、このようないい取り組みはどんどん進めていただきたいと感じております。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 次に、建設課関連で空き家等適正管理事業（繰越明許費）なんですが、これは関根委員。

○関根委員（関根正明） 燕温泉において、空き家の代執行を行っておりますが、そのとき予算に比べて半額ほどで決算が行われておりますが、その辺の理由と、あと石綿等があったのかどうか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この工事につきましては、当初発注するに当たりまして、施設の図面がないということから、想定で積算を行ったものでありまして、解体数量が確定したということが一つございます。それと、当初設計におきましては、アスベストの除去を一部見込んでおりましたけれども、解体の結果ですね、アスベストが含まれていなかったということなどからですね、1130万円の減額になったものでございます。

○委員長（堀川義徳） 次に、環境生活課に戻りまして、交通安全対策事業について質疑を行います。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 交通安全対策事業ですが、近年27年、28年、29年と高齢者の交通事故が多発しているようです。そして、29年は6名の死者が出ましたが、高齢者がいらっしゃるのか、年代別の内訳についてお尋ねいたします。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） お答えいたします。

29年度は、市内で6件の死亡事故が発生しておりますが、いずれも新井地域で、亡くなられた方6人のうち5人が高齢者というふうになっております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 対策の一つとしても考えられると思いますが、70歳以上の免許返納者に1回のみ2万円交付ということで123人ですね、交付したわけですがけれども、近隣他市、そして県内の状況と比べてどのようか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 妙高市におきましては、平成20年5月に運転免許返納者に2万円のバス、タクシー利用券を交付する制度を県内他市町村に先駆けて導入しております。現状におきましても、同様の制度を実施している市は16市ございますが、支給額については、最も高い額を支給しているということで、現状ではこの2万円の支援制度を継続してまいりたいと考えております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 承知しました。

ドライバー教室の開催は、今後も行われるのか、実績は1回ということで、11人出席されておりますけれども、参加はどうか、少なくないですか。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） お答えいたします。

高齢者ドライバー教室につきましては、市報への掲載ですとか、老人クラブ連合会あるいはシルバー人材センターのほうに声かけを行っておりますが、11人が少ない、多いというのはなかなか判断しづらい部分であります。高齢者の方については、まだ自分は大丈夫だという意識を持っている方が多いので、できるだけ多くの方に参加してもらうように、今後もまた声かけのほうをしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） そうは言ってもですね、交通事故が非常に多く多発して、6名の死者が出たということで、ほとんどの方が高齢者であるということを確認しました。総じて今後の対策はどのようなか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 高齢者の事故防止の上で、先ほど出ております運転免許返納、ちょっとなかなか運転ができない方については、そういった制度を利用してもらうとともに、できる限りバスとか、鉄道とか、公共交通を利用するように促したいと思っておりますし、ただ実際今県のほうでも高齢者対策、交通事故防止対策として重要と考えているのは、道路を横断するとき、どうしても斜めに行ったり、あと自分の体力考えないでゆっくりといいますか、すぐ渡り切れればいいんですけど、なかなかそうならない方が多いということが1点と、あと夜間、今夜行反射材の普及ということで、これは交通安全フェア等でも呼びかけておるんですが、そういったものを寄る歩くときには必ず着用してもらう、そういったのを改めてまた徹底してまいりたいなというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 続きまして、同じく環境生活課の附属書類の13ページになりますが、生活交通確保対策事業ということで、関根委員のほうからお願いします。

○関根委員（関根正明） 28年の4月13日に新井南部地域とのコミュニティバス運行に向けた検討会というのが開かれておりますけど、現在の進捗状況はいかがでしょう。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） お答えいたします。

この件につきましては、南部の瑞穂地域に発足しましたNPO法人みずほっこのほうですね、バス運行のほうを検討しているということで、当該NPO法人と何回か打ち合わせといいますか、協議を進めてきておりますが、なかなか体制が整わないということで、NPO法人が運行するに際しては、当然バス運行事業者ということで、例えば事故がないように、当然そういった責任の問題ですとか、あと継続的な運行が可能であるとか、そういったものを見きわめていく必要があるんですが、なかなか現状ではそこまで達していないということで、現状ではまだNPOバスの運行というのはちょっとまだ難しいかなというような状況です。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） コミュニティバスに移行するメリットは、どのように考えておりますか。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） お答えいたします。

現在市内では2つのNPO法人がバスの運行を行っておりますが、バスの運行を行うことによって、その地域に密着した運行が可能になるということ、あと地域の活性化という意味で言いますと、運賃収入については基本的にNPO法人の収入ということになりますんで、それをまた使うことによっているんな活動ができると、あと市営バスに比べて安く運行できる、大体その辺が3つがメリットと考えております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 同じく確保対策事業ですが、事業費の推移についてお尋ねしたいと思います。

以前質疑したこともあります。その時点から1000万ほど膨らんだように感じているんですけども、その辺

の推移とその理由についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 28年度と29年度をまず比べますと、委員おっしゃるとおり市営バスにつきましては、妙高高原地域ですね、今まで路線バスだったものを市営にかえたということで、その辺も含めて、市営バスについてはプラスの464万、ただ路線バスにつきましては、逆に妙高高原地域の路線バスを市営にかえたり、あと国の補助等が入ってきているということで、逆に路線バスではマイナスの1590万、コミュニティバス、乗り合いタクシーに対する補助金につきましても、若干下がっているということで、28、29比べて市営バス、補助金一切入れて単純に計算しますと、マイナス1198万3000円ということで、29年度については、前年度よりも下がっております。ただ、これは国の補助の問題ですとか、市営バスの運行形態、そういったものを見直すことによって年度ごとに若干変わってくるということは御理解いただければと思います。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 形態が変わったということで理解いたしました。

14ページの中段のニーズ調査の実施結果についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 29年度に市内を走る市営バスの利用者に対しまして、乗降調査のほうを実施しております。その結果につきまして、利用者につきましては、やっぱり70代、60代、そういった順で多く、大体この3世代で7割ぐらいとなっております。利用目的が一番多いのはやはり通院、病院に通う方の利用が最も多くなっております。市営バスに対する例えば意見ですとか、要望ということになりますが、満足、やや満足の回答というのは、大体7割となっておりますので、地域公共交通の役割はおおむね確保されていると考えられますが、要望といたしましては、市内の商業施設への乗り入れ、それで便数をもうちょっとふやしてもらえないか、あるいは電車等の乗り継ぎ、この辺の要望がありましたので、この辺につきましては、可能な限りまた30年のほうで入れられるように検討しているところでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 不満足の部分について焦点を当てて対策に臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 総務費、歳入も含めまして、おさらい何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） では、第3款の民生費のほうに移ります。

まず初めに、福祉介護課関連、附属資料16ページ、社会福祉協議会助成事業について質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それじゃ、地域安心ネットワーク推進事業についてお尋ねします。

社会福祉協議会への委託ですけど、地域支援専門員は2名と書かれています。そして、訪問回数が529回、そうすると1人当たり割り算すると年間260回、この内容が多いか少ないかという問題もあるんですが、実態はどのような内容で仕事されているか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 安心ネットの関係でございますが、まず地域支援専門員2名というような表記してございます。こちら社会福祉協議会に属する職員でございますが、高原支所、それから妙高支所においてはですね、臨時職員1名ずつ、合計4名体制でこの地域安心ネットに対しては従事をしているという状況でございます。訪問回

数 529 回の中身、内容でございますが、この 529 回を大別いたしますと、ネットワークを新たに立ち上げる際の実態把握としての訪問、これが 35 回でございます。それから、それ以外のフォローアップのですね、調整業務が残りの 494 回となっております。この 494 回のうちの 2 割が訪問、約 100 回が訪問し、残りの 8 割につきましては、電話等による調整なり、確認をしているという状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） そうすると、ここの本部というか、本所では 2 名はこれは正規職員なんですね。わかりました。

○委員長（堀川義徳） 次に、これは附属資料ありませんが、老人クラブ助成事業ということで、八木委員。

○八木委員（八木清美） 老人クラブの助成事業についてお尋ねします。

388 万 8000 円という事業費がついておりますけれども、内訳についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 金額、補助金の内訳でございますが、そのうちの主なものがですね、市老人クラブ連合会への補助金となっております。そのまた内訳でございますが、連合会の事務費等のお金でございますね、約 190 万円ほど、それからこの連合会主催の健康づくり事業分への補助が 73 万円ほどございます。合わせて大体約 260 万円ほど、それから各地域にですね、単位老人クラブがでございます。これは 20 あるんですが、この単位老人クラブへの補助金で約 110 万円という中身になっております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） その単位クラブについてですが、新規になったということで、新規の単位クラブの会員数についてお尋ねします。各地域でよろしいです。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 新たに創設された老人クラブというようなところでは、ことしの冬でしたでしょうか、連合会のほうでですね、各戸チラシをしながら新しい老人クラブを立ち上げましょうという動きがあったところでございます。こちらの方々につきましては、18 名がですね、新しくお入りになったということでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 旧老人クラブとはですね、運営方法についてどのように変化しているのか、趣向を凝らした運営がされているかどうかについてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） このたびのですね、新たな老人クラブのですね、創設の一つの大きな理由といたしましては、従前ですね、この老人クラブに入るときに役員ですとか、事務等が非常に困難というか、面倒だというようなことからですね、ちょっと単位クラブに入りたくないわというような敬遠をされる人が多いという実態に鑑みて、このほどの新しいクラブにつきましては、この連合会がですね、事務局をやるので、そこら辺の負担はないですよというようなところをですね、工夫して改善してやっているということでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 事務局が全て肩がわりしてくださるということで、非常に以前よりは役員をしないでもいいということで、会員も楽になったのではないかと思います。その会員の活動内容について、どうかお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 内容ですね、さまざまあるんですが、主なものとすれば各地域にございます保育園児と

の世代間交流ですとか、あるいは連合会が主催いたします健康づくり事業、グランドゴルフですとか、輪投げが非常に盛んでございまして、これら等を通した健康づくり活動、それから地域におきます花壇整備ですとか、あるいは清掃等ですね、環境美化活動が主なものと承知しております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 地域活動も奉仕活動も行われているということで、健康にもいいし、非常にいいのではないかなと思いますが、先ほど渡辺委員からですね、安心ネットワークの推進事業のお尋ねがございましたが、非常に専門員による訪問回数がですね、多くて私もこれは大変な仕事ではないかなというふうに感じております。新体制になった老人クラブの活動にもっとですね、活動を今後になります、広げるような形で連携して老人クラブの皆さんがそれぞれの見守りも受け持てるような、それくらいまでに広がっていただけるとありがたいなと思っております。それは私の意見ですけども、全体にアピール不足を感じているんですけども、どのくらいの周知をされているか、または課題はどうか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 委員おっしゃるとおりですね、この老人クラブの会員拡大、これは非常に元気100歳運動を展開しております行政にとりましても、非常に大事なことだというふうに思っております。折々にですね、市報等での周知等はしておりますが、今後ますますですね、おかげさまで会員数もですね、27年、28年、1724、1786、そして1789、今現在ですと1822というふうになぜかですが、増加傾向にございますので、今後もPR引き続き行ってまいります。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 老人クラブのサロン等も設置したりですね、非常に楽しくやっていたらいいなと思っております。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 次に、同じく福祉介護課、附属書類17ページになりますが、地域安心ネットワーク推進事業ということで、関根委員。

○関根委員（関根正明） 市内の226集落全てがネットワークが構築されたと聞いておりますが、今万全の体制になっていると思いますが、平成29年の支援世帯が502世帯、579人ですが、ここ何年間の推移をお聞かせください。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） これまでの推移でございますが、今から4年前になりますでしょうかね、26年には574世帯、693名でございましたので、今と比較すると、今大体70世帯ぐらい減になっているという状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 支援世帯数は減少傾向にあると思いますが、人口の減少等も原因はあるとは思いますが、その理由をどのようにお考えでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 御案内のとおりちょうどですね、この期間に特別養護老人ホームあいでふ80床、それから妙高縁、これも80床ですね、それからみのり妙高、グループホームですか、これが昨年4月、29年4月に18床オープンしています。どうしてもですね、こういう在宅で見守りが必要な人ですので、病状等が悪くなったときには、これらの介護保険施設等にお入りになった方も多くいらして、こういうような減少にもつながっている

んだらうというふうに思っています。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 地域との連携による情報共有は、どのような形で行われているのか、お聞かせください。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 地域との連携、まさに社会福祉協議会が中心となりまして、この地域連携会議といったことをですね、それこそ数年続いて実施をしております。この会議ではですね、まず参加者でございますけれども、区長さん、町内会長さんはもちろんですね、それらのほかに民生委員さん、それから福祉協力員、これ実際に見守りする人を取りまとめる方です。それから、その地域、地域によって異なりますけど、防災士の皆様方ですとか、あるいは食推の皆様方もお入りになりまして、地域の連携会議を行っている。具体的にはですね、この地域ごとに高齢者の見守りマップをまずつくっています。ここのうちのおじいちゃん、おばあちゃんは今どういう状況だとか、今この人はお子さんがよく見てきているようだとか、そういうようなことを協議しながら、話し合いをしながらですね、地図に落としていく。それから、ネットワークの加入者が病院に入ったですとか、あるいは特養施設等に入所した場合はつきましてもですね、随時その状況をですね、地域の皆さん方に協議を諮っているという状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） あと見守り協定事務所というのがありますが、29年の資料しかないんですけど、新井商工会議所、妙高高原商工会、妙高商工会、えちご上越農協、郵便局、新井信用金庫がありますけど、今この現状はこのままですか、それとも変わっておりますか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 先日ですね、損保ジャパンさんとですね、見守り協定を新たにさせてもらっております。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） この事業の評価と今後の課題をどのように考えているか、お聞かせください。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） まず、評価でございますが、本当にこちらにつきましてはですね、平成20年のそれこそ今から10年前からスタートした事業でございます。妙高市におけるこの高齢者の進展とともに、今では欠かせないシステムになっているというふうに思っております。この事業でございますけれども、地域の方からは生活支援員、直接に見守っていただく人ですとか、先ほど申し上げた福祉協力員、これらのボランティアでですね、本当にボランティアで事業にこれ携わっていただいております。そういう意味では、この地域福祉の推進、間違いなしんだらうというふうに思っています。

それから、民生委員さんがですね、これよく私ども視察に来ていただくんですが、やはり今非常に民生委員さんのなり手がなく、どうしたら民生委員さんの負担軽減にというところでは、私どものいわゆる地域の皆さんが地域の弱者を見守るシステムがあるということ、そしてそれと民生委員さんが連携しながらですね、やっているということは、これはとりもなおさず民生委員さんの負担軽減につながっている意味でですね、非常に参考になるねというお声を頂戴しているところでございます。

それから、今後の課題でございますが、やはり今後もですね、やはり後期高齢者がふえてまいります。そういう意味では、平常時の単なる見守りの機能だけではなくて、やはり災害時等有事の際にはですね、こういったものをベースにして、やはりそういう緊急時、有事の際にですね、また機能していけるシステムなんだらうというふうに

思っています。そういう意味では、この地域との要援護者に対する情報についての情報共有、今ほど委員さんおっしゃいましたまさにその地域との連携の状況、これをやっぱり充実、パワーアップしていく必要があるんだろうというふうに思っています。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 今の話の中に、ほとんどボランティアという形になっておりますが、その辺のフォローアップはどのように行われているのか、お聞かせください。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 非常にですね、地域の皆様方自主的にやはり先般もお話ししましたが、やはり善意の発露というようなやはりボランティア、手を差し伸べたいというお気持ちが妙高市民の方々には大変たくさんいらっしゃるんだと思っています。そういう意味で、本当に頭の下がる思いでありがたいなというふうに思っています。折々に地域連携会議に社協の職員も出ますが、私ども福祉介護課の職員もですね、出席しております。その席ではですね、本当に皆様方に対してですね、本当に感謝を申し上げながらですね、また引き続きよろしくお願ひしたいというようなことでですね、今後もまたそういうふうな対応をしまいたいというふうに思っております。

○委員長（堀川義徳） 次、同じ附属書類 17 ページの高齢者世帯冬期在宅支援事業について質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それじゃ、お願いします。

住みよさランキングの問題もありますけど、ここではやっぱり災害と特に雪の問題が支障になっています。そこが克服できれば皆さん掲げて、市長も掲げているようにここの地域で暮らしていくというのは、それほど厳しいものではないんじゃないか、今課長から答弁もありましたように、一つのつながりなども望ましい格好ですので、それで一番心配になっているのは、屋根雪処理と雪道踏みですね、これ毎日の仕事なんです。この屋根雪処理で言うと、対象になるというか、助成対象になるのは、高齢者のひとり暮らしだとこの式で言うと年金額 150 万円が限度ですよ。そうしますと、それを超える人は厚生年金ではかなり多いんじゃないかと思うんですけど、ひとり暮らしのために屋根雪処理に業者手配などいろいろ不安を持っています。それを支援する相談事業もやっているんだと思うんですけど、その状況、例えば 150 万円のこの補助の枠から外れるけど、相談している、それで助かったという人はどのくらいいるんでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） まず、相談支援の状況でございますが、昨年度 29 年度ではですね、298 世帯ございました。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） そうしますと、例えば除雪支援は 115 世帯、そしてタブっているところもあるでしょうけど、延べの回数で言えば 115 回、それに道踏みは 58 回、そうするとそれ以外の人は多分多くの人は相談だけして業者手配してもらって非常に助かった。負担の問題もあるんですけど、助かったと思っていると思うんです。そういう点では、198 世帯だったけど、これは単純にここから 72 世帯ですか、それを引いていいんですか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 実際にこの除雪、屋根雪のお金、経済支援になった方がこの 72 世帯で、そのうちの実施世帯が 56 世帯ございまして、相談支援はこれは含まれておりません。別にといったところでございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私この主要事業の成果説明数字だけこう並べてみると味もそっけもないんですけど、この中

身を聞いてみますとね、やはり相談支援、これによって助かっている人、それによってこの地域で何とか高齢者の1人でも暮らしていける、この金額だったら例えば生活保護から外れると思うんですけど、そういうふうなのでもこの地域で住み続けられる、そういう安心をもっとPRすることが大事じゃないか、私たち議員の立場として聞きたいのは、この施策、数字で出ているのを見せてもらっているけど、それによって市民生活がどんな安心、安全になっていますかというのを聞きたいわけですよ。そういう点で今の相談件数の話でわかるような資料も必要じゃないかと思うんですけど、検討していただけますか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 委員おっしゃるとおりでございまして、実際にこの相談内容ですね、受けて相談に来られる方は、今まで除雪を頼んでいたんですけども、その方が高齢になって、入院したりですとか、なつてできなくなったので新たな人を見つけてほしいですとか、あるいは自分の子供ですとか、あるいは知人がもう離れて都会に行ってしまったので、屋根雪のですね、支援してくれる人が業者を紹介してほしいんだというやはり切実な思いから相談をしてこられる方が多うございます。そういう意味では、それらの要望に本当に応えて、業者を手配して、今差し上げられるということは、本当に今委員さんがおっしゃるようになりますね、もっともっとそういったところをPRしていかなくちゃいけないんじゃないのかなというふうに思いましたので、今後努めてまいります。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私は、住みよさを維持するために、これいい制度だと思うんですね。皆さんに2月でしたか、お願いした事例もあるんですけど、高齢者のひとり暮らしの人は、結構不安材料を抱えているんですよ。本当にこれでこのうち古くなっているし、もつんだらうかとか、そして今まで継続して何々業者さんに手配頼んでいた、それを電話してもなかなか来てくれない。業者さんにすれば、そのうちより緊急性を有するところがあるんじゃないかという判断もしているかもしれないし、補助対象にならないだろうというのは、過去の実績からわかっている場合は、余り押しつけのような格好で仕事に行っても悪いんじゃないかという心配もしてくれている結果だと思うんですけど、そうすると今回市に頼んで手配してもらって、その業者さんにじゃ来年からもうおまんたち知らないよと、こう言われるのも心配だと、そういういろんなもろもろの心配を抱えているもんですから、そういう点では公的機関で相談に乗って、そして今までじゃこの業者に頼んでいたのかというのを履歴もわかれば、そこをまた優先して声かけてやるとか、そういう点でトラブルなく、しかも過ごしやすい、安心して過ごせるような環境をつくってやるために私はいい制度だと思いますから、ぜひ頑張ってください、要望しておきます。この件については、これでいいです。

○委員長（堀川義徳） 次に、附属書類の19ページになりますが、障がい者日常生活支援事業ということの質疑を行います。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 障がい者日常生活の支援事業ということで、コミュニケーション支援の事業の内容についてお尋ねします。

手話通訳者の支援の人数、年代はどのようなか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 当市の手話通訳者ですね、いわゆる認定をお持ちの方は今4名ほどいらっしゃいます。皆様方大体ですね、30代、40代、50代の方が主でございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 承知しました。私は、高齢者が多いのかなと思いましたが、そういうわけでもないというこ

とで、わかりました。

手話講座の延べ回数が96回、受講者が37人ということですが、内容と成果についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 手話奉仕員を養成するための講座を開催しているものでございます。延べ96回の内訳でございますが、これは入門コースですね、それから基礎コース、それから応用コースがございまして、この3つそれぞれで1年に28回ずつ行っております。（後刻訂正あり）それで96回でございます。それから37人の内訳、受講者数37人につきましては、入門で5人、それから基礎で11人、応用で15人、それから手話通訳講座で6人でございます。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 手話通訳者という形になってから世の中でまた必要とされる場合にボランティア等で活躍されるのかどうか、その辺の先についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 基本的にですね、やはり手話通訳者となってからですね、いろんなところで同行したり、それから手話をしたり、あるいは講演会、イベント等のところで手話をしていると。先ほど私ども今4人の手話通訳奉仕員いるというようなお話しさせていただきました。まだ国、それから県、それから市の認定にはなっていませんけど、手話奉仕員の候補としてですね、今5名の方がいらっしゃって、その5名の方は先般の聴覚障がい者の新潟県大会ございましたけども、そういったところではいろんなボランティアとして、いろんなお手伝いとか、下支えをしていると、そういう状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 手話通訳について、私は全く無知であります。このように通訳のできるという状態のちょっと一歩手前でもですね、もう実地に訓練というんですかね、奉仕活動されながら実際に手話が完全にできるようになるまで訓練されていくのかなということで、非常にこれもいい事業だと思っております。いずれですね、自分自身も手話通訳の方にお世話になる可能性だってありますので、ぜひこういう事業は拡大していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 先ほど96回の内訳で入門、基礎、応用各28回と申し上げましたが、手話通訳の方が年に12回の講座もございまして、合計すると96回ございました。お願いいたします。

○委員長（堀川義徳） 続きまして、附属書類33ページになりますが、生活困窮者自立支援事業ということで、関根委員ですかね。

○関根委員（関根正明） この事業の支出事業の内訳に自立相談支援の実施と住居確保給付金の支給とありますが、その中で自立相談支援の中に地域ネットワークづくりの構築とありますが、具体的にどのような形なのか、お教えください。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） この生活困窮ですとか、社会的弱者と言われる方はですね、非常にみずからSOSを発信することが非常に困難でございます。そういう意味で、周りの方々から発見しにくいということで、問題が深刻化する前に早期発見、早期対応の取り組みがこれは必要になっております。そういう意味で、これらの解決に向け

ましては、私ども福祉介護課だけでは限界がございますので、民生委員児童委員の皆様を初めとしまして、事業所ですとか、専門機関あるいはうちの福祉介護課だけじゃなくて、市民税務課ですとか、あるいは市営住宅の建設課等々関係課などのいわゆるネットワークをですね、展開しながら、具体的な解決策を共同で取り組んでいこうというものでございます。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） その必須アイテムのもう一つの住宅確保給付金の内容と給付を受けておられる方の人数をお教えてください。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） この給付金でございますが、離職により住居を失った方等に対しましてですね、原則3カ月間家賃相当額を補助して、生活困窮の自立相談を受けることを要件にして自立に向けた支援を行ったと。具体的には家賃の補助ということで、実績なんですけど、29年はございませんでした。その前の28年にお一人いらっしゃいました。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） この中の対象として、経済的に生活に困窮しているまたはそのおそれのある方、生活保護受給者の中で、支援に当てはまる方とあります。これでこの生活保護受給者の中で支援に当てはまるというのは、どういう条件があれば支給されるのでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） この受給の関係で……

○関根委員（関根正明） 住宅だけじゃなくて、全般的なあれだと思うんですけども。

○福祉介護課長（葭原利昌） 基本的にですね、いわゆる生活困窮の方、それから生活保護皆さんそうなんですけど、やはりなかなか家族からの援助がない、あるいは身寄りがなくてとかといったところで、やはり自立していただく収入がないという状況、それからなかなか病気ですとか、心身的なものを抱えて、日常生活にはなかなか耐えられないんだというような状況を総合的に勘案して対象にしているものでございます。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） それで、就労準備支援事業で生活困窮者のみならず、ひきこもりの方及び現に生活保護を受けられている方も対象になっておりますが、その辺の人数の割合というか、何人かちょっと教えていただければありがたいと思いますが。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 就労支援準備ではですね、昨年の方はですね、7名ですね、実際に体験をいただきました。1名が生活困窮者、それから6名がひきこもりの方というふうになっております。

それから、生活保護を受けていらっしゃる方につきましては、この生活保護の中でも就労支援事業ってやっておりまして、1名の方が実際にこの就労体験を行っているという状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） じゃ、この就労支援事業というのは、生活保護の場合はこれと切り離しているという形でしょうか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） やっている内容は同じでございます。就労支援事業は同じなんですけど、生活保護の人の場合には、またこの予算計上区分が違うものですから、それぞれにやっているということでございます。

○委員長（堀川義徳） 次に、附属書類同じ 33 ページですが、生活保護事業ということで、渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それじゃ、生活保護について幾つかお尋ねします。

まず、当市のケースワーカーの人数はいかがですか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 査察指導員であります係長を除きますと、現業員数は 3 人でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） そうすると、3 人でこの二百何十世帯ですか、それを受け持っているということになりますよね。そうすると、厚労省が示している大体の基準 80 世帯だという基準ですけど、大都市における基準とこのように点在する地域で、しかも豪雪地域で受け持つ基準がどうかという問題もありますけど、皆さん行き届いているんでしょうね、ケースワーカーの仕事というのは、今ドラマでも、もうきょうで終わるのかな、健康で文化的な最低限度の生活というドラマがやられていますけど、非常に大変なんですよ。そして、何度もケースワーカーが挫折しようとなる。例えばアルコール中毒から抜け出せない人、家庭環境で親子の関係が非常に気まづくなっている人とか、いろいろあって、この人がどっかへ行ってくればいいが、先輩の話聞いていると、若いとき扱った人が亡くなったと、それでほっとしたと、そういう話も前のドラマで出てきました。私見ていてはらはら、どきどき、本でも先読んでいたんですけど、あの場面を見ると、やっぱり初めての感覚ではらはら、どきどきするんですよ。こんなとき我々ならどうするか、自分ならどうするかと思う場面がしょっちゅうあります。そういうのに現実皆さんが直面しているんだと思うんですけど、小田原のジャンパー事件御存じのように、去年も取り上げたんですけど、そんな格好の中で小田原市役所もいろいろ改革をしまして、あのころは悪い例だったのが今は 2 年ばかたったらいい例で全国的にモデルになっていると言われましてね、あれを見ていると、その取り組みを見てきた雨宮処凛さんもネットにブログで知らせているんですけど、こんな職場嫌だなんて思って異動になってきた人が多いですよ。だけど、やっているうちによく考えてみたら、人に役立つ仕事で汗をかきたいと思っている人たちが変わってきたと、そういう点では、私は大変な下支えの仕事、頭の下がる仕事をされているなど感動しているんですけど、そういう立場で仕事を進めていってほしいんです。

それで、ここではそんなジャンパー事件を題材としながら仕事をされていると思いますけど、職場の雰囲気は課長どんなふう感じておられますか。ジャンパー事件の報道のころからずっとかかわっておられるんですけど、いかがですか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 小田原のですね、その事件もございました。やはりこの事件を通じまして、我々はですね、やはり基本は何かといたら、まず生活保護手帳にも記載されておりますけど、要保護者の立場、心情を理解するという、それからそのよき相談相手として努めるということ、これが大事なんだろうと思っています。生活保護受給者のこの人権ですとか、プライバシー、いろいろな問題ですとか、悩み、課題を抱えていらっしゃる。そういった意味で、やはり親切丁寧な対応、訪問を行いながら、今後もこれまで同様にですね、寄り添い型、伴走型の支援、これを基本にしながら適切な対応を心がけていきたいと思っておりますし、うちの職員もですね、これは従前からそうですけど、本当にどうしたらですね、その人にとってよりよい生き方に貢献していけるだろうかという思いを持った職員でございます。また、そういう目ですね、これからも温かく育成をしていきたいなというふうに思っています。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 生活保護受給者もそうですけど、対象になりそうな人たちは、ドラマでもありますように、

役所の前へ来て何度も引き返して行くんですよ。果たしてこれで相談に行っているのかどうか、本当に助けてくれるのかどうかという疑問もあるし、世間体だとか、そういうのもあったりして、以前私職員だったころあったんですけど、建てかえの問題等でアパートへ相談に行ったとき、アパートの人が生活保護受給しているかどうか私は知らなかったんですけど、受給していたんですよ。社会福祉事務所の名前の入った車で来てもらいたくないと、こう言っている。そうすると、あそこの人は生活保護を受けていながら、こんな生活しているだなんだのといって、パチンコしているだの、酒飲んでいられるだのと通報してくださいなんていう条例をつくったところもありますけど、そこら辺で非常にせつない思っている人も結構いるわけです。ドラマでは、自転車で動いていましたね、都会だからそれでも済むんかもしれないけど、そういう点では非常に微妙なんですよ。そういうのにやっぱり今課長おっしゃったように寄り添うのにどうしたらいいかというのが肝心なんですけど、今この数字には高齢者や障がい、私類型別で見たら、高齢者 26 年からですか、29 年にかけていると、5 割くらいふえているんですよ。障がいも 25% くらいふえている。ということは、ドラマの話ばかりで申しわけないんですけど、ドラマの中で初めてみているのは、最初のケースワーカーは面談すると、まず働けるかということから入っていくわけです。利用しない方法はないかみたいな、そんな格好でこれ見ると、数字で見ると、高齢だとか、障がいだとかというのがふえているのは、ますます働く条件が厳しくなっている、そういう点では寄り添った対応というのは非常に大事だと思うんですけど、その中身として、例えばこれは数字ですけど、男女比率もあると思うんです。それで、ドラマでは多くは女性のケースワーカーが出ていましたけど、ここでは女性はおられますか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 1 人女性でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 女性の立場というのは、また微妙な面もあると思いますから、女性のケースワーカーさんにもその点では頑張っていただきたいと思います。

それで、中身についてももうちょっとお聞きしたいんですけど、高齢の世帯、理由別で 114 世帯とありますが、ここでは高齢者のみの世帯、単身世帯、それはそれぞれ幾つですか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 単身、ひとり暮らしが 106 世帯といますか、人ですね。それから、高齢者のみ世帯は 8 世帯でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） その類型別でその他が結構高齢者の半分くらいあるんですけど、その他というのは主なのはどうなのですか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） このその他世帯は、まさに高齢者世帯でなく、傷病者でなく、障がい者でなく、母子世帯以外ということで、この多くはですね、いわゆる稼働年齢層の世帯でございます。やはり 40 代、50 代、60 代の人が主にいらっしゃる世帯でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） その人たちは、全体的に見ると 26 年から見れば減ってきている。私今の説明ですと、例えば非正規の人とか、リストラされた人たちとか、そういう人たちが非常に多いのかなと思ったんですけど、これは職場環境が改善されてこういうふうになってきているんですか。どのように考えておりますか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 雇用情勢の好転がやはり大きな要因ではないのかなというふうに思っています。求人有効倍率も高くなってまいりましたので、そこら辺が影響しているのかなと思っています。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 主な扶助の種類別世帯、これ去年までにはそれぞれ生活、住宅、教育、介護、医療、こういうふうなのが世帯別に人数も書いてあったんですけど、ことしは載っていないのはなぜですか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 他意はございませんが、こういう形になったということでございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私は資料もいただきましたからあれですけど、資料のつくり方としては、ぜひ比較して単年度ではなくて、比較してみる必要もありますから、趨勢を見るためにもぜひ配慮していただきたいと思います。それについて言えば、総括質疑でも生活保護費の医療扶助が多くなってくるんじゃないかという質疑もありましたけど、調べてみましたら 29 年度は 28 年度に比べて 1 人当たりの人数で割り算したのでくると 6.4%増なんですよね。そして、国保で見ると、2.4%増なんです。だから、国保のトータルの状況よりも生活保護受給者の皆さんのほうが高齢化だったり、障がいだったり、傷病だったりして、こんなくらいにふえていくのかなと思っていますけど、それによって非常にづらい思いをさせたり、重症化するようなことのないような対応をお願いしたいと思います。

それで、もう一つ各分類、トータルでいきますかね、トータルでもいいです。トータルで数字は 114 とか、保護世帯でいいですね、二百幾つと、こう載っていますけど、そのうちの数字、それは結果ですけど、相談が何件あって、申請が何件あって、新規が何件あって、廃止が何件あったというそのプラス・マイナスの状況がわかる資料が欲しいんですけど、そこは資料持っておられますか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） ございます。後ほど提出したいと思っています。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 特にね、プラスになったとこ、マイナスになったとこ、マイナスというのは廃止されたんですけど、それは死亡による廃止だとか、施設に入ったためにどうのこうのといろいろ出てくると思うんですけど、そこら辺のところを何で廃止になったのか、見ていく必要も我々としてはある。ドラマの状況で見ていると、おどしのようなことを言って、もうあなたたちの世話にならんなんていって廃止になる場合もないわけじゃない。そこら辺で見ていきたいと思っていますので、皆さんの仕事の面でもぜひ頑張ってくださいたい。

以上です、この件は。

○委員長（堀川義徳） 民生費はこれで終わりますが、歳入も含めて民生費のほうで何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） では、次、4 衛生費のほうに移らせていただきます。

附属書類 34 ページ、歯科保健対策事業ということの事業の質疑を行いたいと思います。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 歯科保健対策事業ですが、以前もちょっと質疑したこともあるんですが、非常に成績がいいというお答えでしたけども、現在全国、県内の中での成果、状況についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 歯科保健対策、乳幼児から大人まで行わせていただいておりますが、成果のあるとこ

ろということで御紹介をさせていただきますと、3歳児の虫歯のない児童の割合というのが平成28年度は83.9%だったものが平成29年度におきましては92.3%まで上がりまして、8.4ポイントの増となっております。それから、12歳児の平均1人の虫歯の数なんですけども、これ実は新潟県は全国で18年連続最下位です。1人当たり0.4本という数字が出ているんですけど、そのうち妙高市のほうは29の数字なんですけども、0.12本ということで、県内で2番目になります。ですから、全国で一番高い県の中で上から2番目にいるというふうに御理解いただければよろしいかと思います。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 非常にいい結果であるということで、誇らしいんですが、その事業の成果の要因についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 幼児、それから12歳児で一番虫歯の多くない原因というのは、1歳児の段階から1歳6カ月、2歳、2歳6カ月、3歳と3歳6カ月までの間歯科健診と、それからフッ化塗布をやっておりまして、その後幼稚園、小学校、中学校においては、今度はフッ化洗口という形をずっと継続してやっております。そういったものの成果がこの3歳児ですとか、12歳児のところの比較指標の中で出てきているものだというふうに理解しております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） この要因はよくわかりました。歯磨きについてですね、もう習慣になっておりますけれども、子どもは1日に3回磨くというようなことをもう習慣になっているんですけども、フッ化洗口もありますけれども、そのような習慣の意識づけというんですかね、そういうことも要因としてあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 当然園ですとか、学校関係においては、1日3回というのは家庭と園を含めてやっておりますし、家庭においても乳幼児については、保護者のほうから仕上げ磨きというものをやっていたかと思っております。私たちが成人、大人についても私たち普通に今1日3回食後に歯を磨いていますが、たまにほかの県等から来られる方に聞きますと、多分お昼食べた後に歯を磨かないという方も結構あるらしくて、新潟県はそういう点は進んでいるんだねと前話を聞いたときもあります。そういった点で、3回当たり前のように歯を磨いているということも歯科の有効な結果を招いている一つの原因ではないかというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） よい状況をこういうふうにつけていくというのは大変ですけども、自分の体のことで、みずから体の健康のためにもですね、この歯のいい状況をつくっていくというのは、大事なことだと思います。市民みんなで努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 次に、附属書類38ページ、生活習慣病予防健診・重症化予防事業についての質疑を行います。

まず、八木委員。

○八木委員（八木清美） 生活習慣予防ですが、大腸がんの撲滅キャンペーンの実施による成果について、この庁舎内でもトイレに注意喚起等よく張られておりますけれども、その効果についてどうだったかお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 本市の大腸がんにつきましては、標準化死亡比というのがありまして、国を100とした場合に平成25年の段階で男性が130.4、それから141.8という非常に高い数字があった関係で、平成28年度からキャンペーンという形を行わせていただいております。その中では、キャラクターを設定したりとか、のぼり旗もつくりましたし、また今委員がおっしゃったとおり、トイレトーパーにそういったものを入れて、まず啓発から入ってきたところがあります。そういったものの積み重ねの結果としまして、あともう一つは取り組みとすれば、平成29年度から今まで便の検体については、年間15日だけ市役所で受けたんですけども、昨年からは開庁日一応全部オーケーですという形にしまして、昨年は270日お受けしております。そんな関係で、市役所窓口で検体を持ってこられる方が前年の116件から447件に、4倍弱ぐらいふえたというのがあります。そういった検体が出てきたことによって、全体のがん検診の受診率は上がりましたし、がんの発見者が昨年は11名大腸がんいました。そういった感じでは、成果が出ていると思っていますし、一番最初に申し上げました標準化死亡比というSMRですけども、平成29年は速報値ということですが、男性が101.7、女性が112.0ということで、30ポイントぐらいですか、ほど下がってきたというのがありまして、こういった取り組みをしてきた成果がこういったところにあらわれているんだというふうに思っております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 非常に成果が上がったということで、喜ばしいことだと思っております。ことしもですね、29日に健康フェアが開催されます。市報にも載っておりますけれども、近年の参加状況と目的、そして効果についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 健康フェアでございますけど、これは平成25年に妙高市元気いきいき健康条例というのを制定させていただきまして、その年が健康元年と位置づけになったところから、このフェアというのを始めさせていただきました。中身的には、健康チェックのコーナーですとか、ニュースポーツの体験ですとか、食育紹介というものをやってきておりますし、昨年度からは慢性腎臓病のセミナーもこのときに一緒に開催するような形をとってきております。近年の参加状況でございますが、平成27年度が300名、それから28年度も300名、昨年度は336名の方から御参加をいただいているところでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） ふえているということで、いいことだと考えております。先ほど慢性腎臓病の話も出ましたけれども、市内で人工透析を受けている方の人数についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 人工透析の数字ですが、国保の被保険者の方については、現在平成29年度の段階で20名でございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 慢性の腎臓病から人工透析までいってしまうということは、非常に悲しいことですが、医療費については、1人当たりどのくらいかかるものでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） ざっくりの割り返しになりますが、人工透析される方については、年間医療費が500万超ぐらいかかっている、これぐらいと、こういうふうに理解はしております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 多大な医療費がかかってしまうということで、一人でもその人工透析にかかる方が少ないよ

うにしたいものだと思います。健康フェアにおいては、へらしお君弁当ですか、出されるということですが、この辺の具体的な目的とか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 妙高市の健康課題の一つに塩分の摂取という問題がありまして、国が定める基準とか、WHOが定める基準よりもいまだに多くの摂取をされています。そういった中では、塩分が少なくてもおいしいお弁当というものを御紹介することによって、そういったものを味わっていただいた上で、また御家庭でもいろいろ試していただきたいということで、この健康フェアのときには毎年へらしお君弁当というものをつくって、事前に御予約をいただいて販売をしているところでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 私も心配なので、こういうお弁当も予約してぜひ食してみたいと思います。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それでは、生活習慣病について、二、三お尋ねします。

今年度の検査結果、各地でやられているんですけども、そこへ初めてノンプラスHDLコレステロールという項目が入りました。それは、春の予算のときもお尋ねしたんですけど、この位置づけとその指導はどのようににされておられますか。特にノンコレステロールというか、それについてはどのように考えておられますか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） このノンHDLコレステロールと言いますのは、総コレステロールからいわゆる善玉と言われるHDLコレステロールを除いたものの総称という形でやっているものでございますが、2012年から動脈硬化の疾患によるその予防ガイドラインに設定されたことによりまして、今年度の特定健診の項目に入れてきたものでございます。このノンHDLコレステロールというのは、基本的に動脈硬化を調べる指標の一つということで調べさせていただいているものでございますけども、今まではLDLといいまして、悪玉というのはLDLコレステロールだけだったわけなんですけども、それ以外にもこのノンHDLの中にはそういった悪玉のコレステロールもあるということで、新たに指標に入ってきたものでございます。健診の結果が少しずつ出てきておりますので、数値の悪い方については、健診結果説明会の中で、この数値も示しながら指標の意味ですとか、それから生活改善の方法などをお伝えしておりますが、内容的にはこれまでのLDLとかいろいろ含めて同じで、やっぱり栄養指導、運動指導、それから食事指導が中心の指導になっているところでございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 早期発見のためには健診が非常に重要だと思っています。健診してもひっかからないでもめトラブルも事例は聞きますけど、健診しなければ絶対ひっかかりませんので、そこら辺をもっと宣伝してほしい。40ページの表なんですけど、そこでちょっと数字だけで気になるのは、例えば子宮頸がんは受診率下がっているんですよね、去年から比べると、28年比較。そして、大腸がんの場合は今キャンペーンやって非常にあれなんですけど、29年度の状況では精密検査を受検したという人がほかのがんに比べると低いんですよね。それは減少についてはどのように考えておられるか、またどのような対策をとろうとしておられるか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 大腸がんの要精検の方において、精検を受けない方がいらっしやると、それがほかのがんに比べて多いというのは非常に問題だと思っておりますが、一つの要素としましては、大腸がんの要精検となりますと、肛門のほうから全て下剤を飲んで出した上で、半日以上かけて検査をしなきゃいけないということで、ほ

かの精密検査に比べると非常に時間とちょっと労力を要するところが大きな要素ではないかというふうに思っております。あと全体の話として恐縮なんですけども、昨年度要精検になりながら精密検査を受けなかった方、全体で40名おられるんですけども、その方々には電話ですとか、訪問においてその理由をちょっと聞き取っております。その中で回答が多かったのがまず症状がなくて元気だからという方が全体で32.4%いらっしゃいました。それから、忙しくて受けたくないという方も同様の数字でございます。あと以前に要精検になって受診したんですけども、結局異常なかったから、また今回もだろうというような感じのことがあって受けないという方が23.9%おまして、この3つの理由で全体の9割ぐらいを占めているという状況があります。これは、全体のがん検診に係る受けなかった方の状況でございますが、そういったものを払拭していかないと、なかなかこの要精検の方の精検率100%には結びつかないのかなというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 市民健診は7月中に大体終わって、そして8、9月2カ月、1カ月半くらいですけど、それで各地で説明会を開催しているようなんですけど、ただ平日の説明会なんですよ。そうすると、休暇をとっていかねばだめだという問題もありまして、私大体なんですけど、私の集落では27軒くらいあって、勤め人でないいろんな保険に入っていない国民健康保険だったり、専業主婦だったりする人たちが多分80人くらいおられるんじゃないかと思うんですけど、健診で栗原のところへ行ってみたら、その日違う日に来た人もいるかもしれないけど、20人くらい健診しているんですよ。それで、それが全体の平均で高いのか低いのかは問題なんですけど、説明会のときは5人くらいでした。家族の分も含めて持っていったというのもあるんですけど、その説明会はどのように位置づけておられますか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） まず、健診の結果については、まず基本的には説明会に来られた方々にその場でお返ししたいというのがこちらの考え方でございます。そんな関係で、年間54回細かく地域を回ってお返しをしていると。その場に来ていただいた方には、集団でのお話もさせていただいておりますし、それから健診結果のやや芳しくない方については、個別の御指導もさせていただいている状況でございます。ただ、今委員さんがおっしゃるとおり、昼間の開催が多いというのが実情でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 悪い言い方ですけど、そこへ行かないと最終的な数値をもらえないという問題もあるから、これは説明会への参加率を高めるためには役立つなと思ったんです、最初にここやられたころ。初め、こんな格好じゃなかった、みんな送ってきましたからね。それで、説明会の会場の状況を見ると、休みとっていく割にはあっさりしているんじゃないかな、私自身で言えば、何年ぶりでここ数年来初めてなんですけど、保健指導は書いてありますけど、受診勧奨もなく、そのためにさらっとした扱いだったのかなとも思っているんですけど、それはそれで喜ぶべきところもあるんですけど、私郵送料の節約だけだなんて思われたいような取り組みをしてほしいと思うんです。

それで、この健診の状況について、もう一つお尋ねしたいんですけど、先ほど言いましたように、ノンプラスHDLコレステロールは新しい項目に入りました。ただ、私は知り合いの人たちの状況を見ると、腫瘍マーカーというののチェックは入れるわけにはいかないんですか。そうすると、隠れて発見できなかった部分、例えばこの項目の中にがんのところで大腸がんの検診は受けなかったという市民健診もあると思うんです、選択制だから。それに対して腫瘍マーカーの私信頼度はわからないんですけど、腫瘍マーカーの検査項目が入っていれば、このほかの受診した項目はいいんだけど、どこかでひっかかっているんじゃないですかというのは発見できるのかどうか、

その点ではどのようにお考えですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 腫瘍マーカーも検査項目へということなんですけど、腫瘍マーカーというのはがん細胞がつくる特異な物質ということで、がんの進行とともに増加してくるものというふうに一般的には言われております。血液検査で済むものですから、容易に出ることは出るんですけども、腫瘍マーカーは非常に種類が多いということと、それから複数の腫瘍マーカーがつくり出すがんもあつたりしてですね、この腫瘍マーカーであればのがんであるということはなかなか特定しづらいということがあるんだそうです。それで、国立がんセンターのほうのちょっと見解といいますか、調べたんですけど、あくまで特定のがんが存在している可能性を示しているものではあるんですけども、腫瘍マーカーの検査値の変化のみでがんの存在とか、進行度合いをはかるのはちょっと難しいだろうという見解を持っていらっしゃるということです。そういったものもありますし、中には陽性が出るんですけども、疑陽性と言いまして、偽りの陽性反応が出てしまうものもあるということがありまして、そんな関係から今市民の健診の項目に追加するのはちょっと難しいだろうという判断をしているところでございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 課長の説明はわかるんですけど、私の感覚とすればなりすまし詐欺じゃないですけど、疑いがあるだけでも私は意味があるんじゃないか、そうすると数値は結果はいいんだけど、全部のがん検診受けているわけじゃないですから、そういう疑いがあればそれはその人にとって参考になる、あと精密検査いろいろしてみたけど、見つからなかったとなればそれほどいいことないわけですから、そこら辺ではどういう扱いにするかというのは、検討はしておいてほしいと思います。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 次に、附属書類 42 ページ、感染症予防対策事業について質疑を行います。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 感染症の予防対策事業の中の 1 こまでですが、高齢者の肺炎球菌についてお尋ねします。

肺炎球菌の接種率が非常にほかよりも非常に低いですけれども、平成 31 年 3 月 31 日で国の助成制度が終了するというところでたわれております。その後については、65 歳のみということになっておりますけれども、ある医療機関に聞きますと、今まであったのできっとこれからもあるでしょうという、そういうお答えをいただきました。その辺についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） この高齢者の肺炎球菌予防接種につきましては、平成 26 年度からスタートしたのですが、当時は特定の年齢の 5 歳刻みで、そのときの方だけということになったんですけども、65 歳以上の方々については、こういった肺炎のリスクもあるんで、市の行政措置として平成 26 年度の段階から 65 歳以上の方全てオーケーですよという形で、この制度はスタートしてまいりました。今年度で 5 年目を迎えているところでございます。今八木委員おっしゃるとおり、そうやって 65 歳以上の方全てオーケーとしてきたわけなんですけども、現時点までの接種率が全体で 29.7%という 29 年度までの状況ですが、そういった効果でございました。それで、今年度で一応 65 歳以上年齢全ての者を対象とするのは終わる予定ですので、ことしの 9 月に入りまして、これまで未接種の方々について個別におはがきを全てお出しして、接種をしてくださいという勧奨をさせていただいているところでございます。また、そのはがきの中には来年度以降は 65 歳になったときだけになりますよということを踏まえて、行政措置による接種は終了しますということも加えて通知をさせていただいたところでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

- 八木委員（八木清美） 委託されている医療機関についてですが、ポスター等の掲示はしっかりされておりますか。
- 委員長（堀川義徳） 健康保険課長。
- 健康保険課長（吉越哲也） そういった掲示用のポスターについては、毎年医療機関のほうに配布先をお願いして掲示を依頼しているところがございます、基本的には掲示されているというふうに思っております。
- 委員長（堀川義徳） 八木委員。
- 八木委員（八木清美） 制度が終わってからですね、ああ、知らなかったという声がないように、しっかり周知していただきたいと思いますが、それが終わってからもですね、3月31日終わってからもまだ接種率が低いという場合ですね、何かお考えはあるかどうか、お聞きしたいと思います。
- 委員長（堀川義徳） 健康保険課長。
- 健康保険課長（吉越哲也） そういったことも含めて、今回初めて個別のおはがきという形を出させていただきましたので、まずその結果が良好な状態で出てくることを今の段階では希望しているところでございます。
- 委員長（堀川義徳） 八木委員。
- 八木委員（八木清美） あるニュースですね、肺炎球菌とインフルエンザワクチンについて、65歳以上接種無料という、これは岡山県の鏡野町なのですが、肺炎球菌の自己負担が非常に高いということから、現在の自己負担額はそれぞれ4000円、またインフルエンザワクチンは1800円ということで、高齢者にとっては非常に重症化のリスクが高いために、無料化にして接種を促すという町がありました。同鏡野町については、高齢化などで膨らみつつある医療費を抑制し、健康意識の高揚にもつなげたいという、こういう接種無料というのが目に入ったんですけども、市の考え方、これについて検討する余地はあるかどうか、お尋ねしたいと思います。
- 委員長（堀川義徳） 健康保険課長。
- 健康保険課長（吉越哲也） 高齢者肺炎球菌の予防接種ですけども、自己負担が今年度であれば4620円になっています。もともとこの接種料そのものがほかのやつに比べて高いところがありまして、これが自己負担をいただいているところがあります。これまで5年間同じ条件でやってきたところがありますので、先ほどの繰り返しになります。が、ことし最終年度ということで、今個別の勧奨をさせていただいておりますので、その辺の状況を踏まえて、また次の手だてが必要であれば、それは考えさせていただきたいと思っております。
- 委員長（堀川義徳） 渡辺委員。
- 渡辺委員（渡辺幹衛） ワクチンの関係でいくと、今全国的な報道では、風疹の患者が非常にふえているという問題があります。子育て支援対策の上でも非常に取り組みは重要だと思うんですけど、ここに数字では率は書いていない、人数だけ書いてあるんですけど、これに対して実際はどうなんですかね、ほかの検診だと受診率が何十%と非常に高い数字で出てきているんですけど、皆さん風疹この免疫を持っていない人たち、しかも子育て支援の直接の該当になるような年代の人たちの状況は、どのようだと把握しておられますか。
- 委員長（堀川義徳） 健康保険課長。
- 健康保険課長（吉越哲也） 大人の方ということでよろしいでしょうか。
- 渡辺委員（渡辺幹衛） はい。
- 健康保険課長（吉越哲也） 今ほど委員さんおっしゃったとおり、ことし関東地方を中心に風疹がかなりはやっておりまして、報道によりますと、9月5日現在では362名罹患されております。新潟県内のほうでは、9月の上旬現在で5名ということがわかっておりますが、上越地域含めて妙高市では発症はありません。29年度についても風疹の発症はなかった状況でございます。それで、この大人の風疹ワクチンについては、平成27年度に先天性の風疹症候群の予防のために子供だけではなくて大人の方々の風疹の抗体値が低い方については、妊娠を希望される女

性ですとか、その配偶者の方、それから同居される御家族の方についても、接種はするようにということで予防接種の費用助成を始めています。ですから、抗体値が低い方、この抗体値の検査は県の補助で医療機関でできるんですが、それを持ってきていただいて、抗体値が低いんで助成を受けたいということであれば、予防接種はしていただくことは可能になっておりますし、率というのは妊娠を希望する方とか、その御家族ということなので、ちょっと分母の定めがなかなかできないものですから、率が出ないんですけども、基本的に希望される方々については、全て対応させていただいている状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 例えば抗体値の検査を受けるか受けないか、実質的な問題もあるんですけど、県からそういういい制度があるとすれば、市民健診のとき出産を希望しておられるような女性やその家族の場合は、何かチェック一つすれば血液検査するんだから多分抗体値もわかるんじゃないかと思うんですけど、そんな組み入れなども考えられるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） まず、この抗体値なんですけども、基本的に母子手帳をお持ちの方については、そののほうに書いてあるような形にはなっております。ただ、2人目、3人目を御希望されるとか、あと男性の方については、恐らくなかなかお調べになる機会がないと思いますので、そういった方についてどういった形で調べて、また結果が少なければこの助成を受けるという形を周知していくというのは、ちょっと工夫が必要かもしれないと思っております。

○委員長（堀川義徳） じゃ、議事整理のため午後1時まで休憩します。

休憩	午後	0時02分
再開	午後	1時00分

○委員長（堀川義徳） それでは、休憩を解いて委員会を再開します。

午前中に引き続き29年度の決算を行います。

まず、附属資料の46ページ、鳥獣対策事業についての質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 鳥獣対策事業、総括質疑でもありましたけど、被害の表示はありますけど、現状や目標数は曖昧なところがあります。捕獲頭数の結果、個体数はふえていると考えますか、まだ不足だと考えますか、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシなどでは、5割から8割くらい、倍以上にふえているのもあります。取り組みの状況についてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） お答えいたします。

ツキノワグマ、ニホンザルにつきましては、昨年の捕獲頭数は成果説明見ていただけるとわかりますが、29年度はツキノワグマ19頭、ニホンザル22頭ということで、現状を見ますとほぼ横ばい状況かなというように考えております。一方で、イノシシにつきましては、捕獲頭数から言いますと、28、29と非常にふえてはいるんですが、春先の出没状況、そういったものを鑑みますと、捕獲したのにふえる分が追いついていないというように現状では考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今30年度ももう半分取り組んだわけですけど、どんなような対応で進もうと、今後取り組もうと考えておられるか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 今ほどありましたとおり、先般の決算のほうだったか、岩崎委員議員さんからの質疑がありましたとおり、今年度の取り組みといたしましては、従来どおり自治体専門員の活用、あるいは捕獲報償金ということで1頭当たり7000円当たりの獣種によって異なりますが、報償金を支出すること、それとことしは試行的に斐太のセンサーカメラ今設けて出没状況を確認しております。それに加えまして、本年度県のほうで環境省からの補助金をいただく中で、指定鳥獣捕獲等事業ということで、上越市と妙高市におきまして、ICT技術を用いたイノシシ捕獲を試みるなど、そういった取り組みをする中で、これまで以上に捕獲のほうを圧のほうを高めていきたいというように考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ジビエなんかについてもいろいろ問題されましたけど、今豚コレラが何年ぶりかで見つかって、イノシシにも同じ豚コレラがあると、こういう格好で勝手に流通ルートに乗せる乗せない、私的なのも含めて勝手に食べていいのかどうかという問題もありますけど、ジビエの対応等については最近どんなふうになっているんですか。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） これも以前の議会の中で、柿崎にできた施設のほう私ども確認しに行ってきたしております。その中で、やはりまずしとめてから血抜き時間、この時間がやっぱり1時間とか、1時間半以内に完全に血を抜かないと肉自体はなかなかとれないとか、あとやっぱり冬場はある程度とれるとしても、夏場どれだけとれるか、捕獲頭数の問題、この辺立地的な条件あるいはどれぐらいとれるか、そこら辺が当市においては課題であるかなど、今の頭数ですと、県のほうからなかなか現実的には事業としては難しいというようには今言われているところでもあります。

○委員長（堀川義徳） 続きまして、附属書類48ページ、妊産婦・子ども医療費助成事業についての質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 子供、市長答弁でもありましたけど、例えば窓口負担今通院ですと530円あるんですけど、その無料化、18歳までの無料化の必要な予算額は幾らくらいですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 子ども医療費の今一部負担金としていただいている金額について、入院、それから通院ともに高校生まで無償にしたときには、約2400万ほどかかるという試算でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 子育て支援の一環として質問もありました。新生児の聴覚スクリーニングの対応なんですけど、この間課長は答弁の中で42万円の中に含まれる場合もある。おさまっていれば構わないんですけど、それを出るといふのになると、明らかに個人負担です。1000人に2人か3人くらいの状況で見つかっているような報道もありますけど、これは大事なことではないかと思いますが、どのように対応を考えているか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 先般の一般質問の再質問でお答えしたとおりでして、上越地域の分娩機関では、検査費用が5000円から6700円ぐらいかかるころもあれば、分娩費の中に入っているところもございまして。あのときもちょっと議論があったんですけども、県内には助成を行っているところは刈羽村と、それから出雲崎町だけということで承知をしております。この件につきましては、これから来年度の予算編成がございまして、その中で

ちょっと検討させていただきたいというふうを考えております。

○委員長（堀川義徳） 続きまして、概要書 50 ページ、環境生活課のごみ減量・リサイクル推進事業について質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ことしも災害いっぱい、地震もそうですし、特に水のほうが対応が難しいのかなとも思いましたけど、災害時で困ったときは、家具みんな使いものにならないとって、大型粗大ごみなど出るわけですね。そのときにもうあらかじめきっちり集積所ですけど、指定しておいたところと、とりあえず広場に集めたところでは、その後の処理に非常に差が出てきます。大体は、1年分ぐらいのごみが出るらしいんですけど、あれは高梁市だともうあらかじめ場所が決まっています、整然と集められているんですけど、同じ地域でも倉敷市の真備町非常に大きな水害に遭いましたけど、そこはあいている土地へ仮置き場としてやった、その対応に非常に苦慮している。そういう点では、災害ごみの仮置き場の指定も重要だと思うんです。これは、総務課の所管、防災だからというんじゃなくて、環境の立場でいかがお考えですか。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 今ほどの御質疑ですが、確かにテレビなんか見ていると、最後にそういった置き場の問題というのはかなりクローズアップされていたかと思えます。当市におきましては、平成 28 年 3 月に災害廃棄物処理計画を策定しております。この計画というのは、環境省が定める災害廃棄物対策指針に基づいているもので、当然市の地域防災計画との整合をとる中で、例えば地震の想定ですとか、そういったものを考慮しながら策定しているものですが、今ほどのそういったときの仮設置場ですね、それにつきましては、この計画の中には直接位置づけておりませんが、災害時初動マニュアルということで、災害が起きた場合にどういう対応をするか、そういったものを市のほうではいろんな場面を想定してつくっておりますが、その中で仮設置場リストということで、新井地区で 5 カ所、妙高高原地区で 2 カ所、妙高地区で 2 カ所、一応定めてはおります。ただ、今回のようなあくまでこれ地震を想定しているものなんで、水害が起きた場合にどうなるかというのは、今回のこういったものを教訓にしながら、また見直しなり検討していく必要があるように考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 地域力の問題も出てきますから、避難所がどこだかというのと同じようなつもりで地域にも仮設置場がどこだかというのは十分知らせておく必要があると思えますから、そんな取り組みよろしく願います。ごみの問題はいいです。

○委員長（堀川義徳） 続きまして、概要書 51 ページ、環境生活課、焼却施設管理運営事業についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 概要書にはありませんが、次、環境生活課のし尿浄化槽汚泥受入施設維持管理事業について質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この運転業務委託しているんだと思いますが、委託業者はどこか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 受託業者につきましては、浅野環境ソリューション株式会社でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 失礼ですけど、今の焼却のほうはどこですか。

○委員長（堀川義徳） 環境生活課長。

○環境生活課長（岡田雅美） 焼却施設の日常的な点検につきましては、施設工業という会社でやっております。

○委員長（堀川義徳） 以上で衛生費のほうを終わりますが、歳入も含めて何かまとめありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） それでは、次に、8款土木費のほうに移らせていただきます。

まず、概要書 73 ページの道路適正化管理事業について、渡辺委員お願いします。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 道路適正管理工事というのが契約の中でもいっぱい目立つんですけど、具体的には何をし
て、どのような基準で取り組んでいるか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 工事の内容といたしましては、舗装の修繕、側溝の修繕、また交差点の拡幅、雪崩防護柵の
設置等でありまして、102 件を実施しております。この基準につきましては、地元からのですね、要望のあったと
ころを中心といたしまして、損傷の激しいところから緊急性の高いところから修繕を行っているということでござ
います。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これは、路線ごととか、町内ごとに今のお話聞くと1年間の守備範囲を決めておいてそこで
舗装が穴あいているとか何かといった場合で補修担当のところで手に負えないようなところを業者にやってもらっ
ているんですかね、それとも工期があるんだから、その工期だけであとは別の契約なんですかね。この適正化工事
によって、網かけてあれば、そのかけてある路線についてはいつでも緊急対応できるようになっているのかなと思っ
ていたんですけど、どうなんですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 路線別、地区別でですね、業者さんのほうに発見次第直してくれというふうな今制度はとっ
ておりませんで、1件ずつですね、130 万円を超えるものについては入札、130 万円以下のものについては随意契
約の中で対応しているということでございます。

○委員長（堀川義徳） それでは、続きまして、概要書の 72 ページ、建設課の除雪対策事業についての質疑を行いま
す。

まず、八木委員。

○八木委員（八木清美） 除雪対策事業です。まず、地域によってですね、除雪状況に差はないかどうか、お聞きした
いと思います。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 地域によって、その出動基準ですとか、そういうものについて別段決めているわけござい
ません。全市的に決めた中で除雪を行っているということでございますので、地域によって違うということはある
ません。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 例えば要望の中にですね、地域によってはうちは2時ぐらいに除雪に入ってから、次出勤し
た後にまた除雪に来られる、そういう状況だと非常にいつもそういう状況では困るという要望もございました。そ
ういうようなことを是正するような形の検討というのは、今後は行われるのは難しいかどうか、お聞きしたいと思
います。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今委員さん指摘の例えば2時でやるところとですね、朝方の6時でやるところにつきましては、当然出勤する際にですね、降雪量に違いが出てくるということで、いろんな意見をいただいておりますけども、私どもも施行する業者、除雪業者のほうとですね、その件について何度もですね、打ち合わせを行っておりますけども、なかなか施行する順番を変えるのは非常に難しいものがございます、なかなか地域の要望にですね、沿えないというのが現状でございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 例えば難しいかもしれませんが、年によって地域の時間を変えるとかというのは難しいわけですね。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 毎年のようにですね、そのような問題がございます、各除雪業者のほうと話をしておりますけども、変えられる場所については、当然変えております。ただ、なかなかですね、業者の話を聞きますと、順番を変えて除雪をするというのは、非常に難しいものがございます、なかなか地域の要望に沿えないといえますか、かなえていけないというのが現状でございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 何とかうまくいかないものかなと感じているところです。

緊急時、災害時のことも鑑みまして、除雪廃止した枝線などですね、その後の見直しなども検討する必要があると考えております。各地区枝線の廃止した箇所にはその後の除雪要望等は地区から出ていないかどうか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 地区のほうからはですね、やはり除雪を復活してくれという要望が出ておまして、毎年今の時期ですね、今冬の除雪に先駆けて、除雪全般に検討を行っておりますけども、その中で再度検討いたしまして、その結果についてはですね、地元のほうへ回答しているという状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 地元の声をまず最優先にまた検討を重ねてください。

夜間の除雪についてお尋ねします。看護師、介護士、またサービス業など夜間に勤務する市民もいらっしゃいますが、その方々から除雪要望や苦情がないか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 働き方につきましては、多様なものがございます、やはり12時に帰る、1時に帰るという方がおられます。その対応はできないかという話もありますけども、市道ばかりでなくてですね、県道のほうもやはり24時間終日路線というのは私のあれですと、大体4割ほどということがございまして、市道をですね、やるのかやらないのかという前にですね、国道は24時間対応ということで、18号線は行っていると思いますが、ネットワークといいますか、その連携を考えた場合には、うちのほうだけでもですね、県道がそういう状況ということもございまして、なかなかですね、それに対応した策というのは今現在ではないかなというふうを考えているところでございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 今後さらに多様な職種がございますので、検討を重ねていただきたいのを要望しておきます。

最後ですが、以前からですね、県道とそれから市道の除雪基準を見直す考えということをいろいろな議員からも

出ていると思いますけれども、その見直す考えについてお尋ねしたいと思います。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今現在ですね、今冬に向けました除雪について、全般的に検討している状況でございます。

最近のあれといたしまして、やはり近年非常に湿った雪が多いということ、それと高齢化社会の進展ですとか、定住、移住の関係もございますので、当然やはり出動基準についてもですね、今冬の除雪の前までにはですね、検討いたしまして、結論を出していきたいというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 平成 30 年度ですね、妙高市まちづくり市民意識調査結果報告書を見ますと、やはり市民の方々は雪の処理が大変ですとか、克雪対策に臨んでほしいというのがトップでございます。安全で安心な暮らしが一番であるという住みよさランキングは 1 位であるけれども、雪の問題に一番関心もあり、苦しい冬を乗り越えなければという高齢者の気持ちが伝わってくるんですけれども、そういうことも報告書にはございますが、その辺をどのように理解されているか、お聞きします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 前から言っておりますけれども、やはりきめ細やかな除雪対応をするためにはどうしたらいいのかということにつきましては、毎年ですね、除雪前に全般にわたりまして検討している事項でございますので、今後もですね、皆さんの意見を参考にしながら、検討のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 冬大変だと思いますが、アンテナを張って皆さんに十分にサービスが行き届くようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今八木委員からもありましたけど、除雪の問題は住みよさランキングとか、住みよさを感じるという点では、上位にランクされる重要な問題だと思うんです。それで、除雪の出動基準につきましては、去年あたりまでは合併してから何で 10 センチが 15 センチになったんだという議論がさんざんされて、最終的には支障がないようにするという大原則をいって、数字にはこだわらないというところまでこの春の予算のときも来たんですけど、今市長のリーフレットを見ますと、私の政策の中のイの一番にきめ細やかな除雪対応とするために、除雪作業出動基準の見直しを行いますと、こう書いてあるんですよ。そうしますと、もう降雪期間近に控えるような格好になってきているんですけど、担当所管課のほうでは、この出動基準をどうしようと検討されていますか、結論出たか出ないかは別としまして、どう変えようとしていますか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今のところうちのほうでは 15 センチという出動基準がございますけれども、これがですね、先ほども言いましたように、近年湿った雪質が非常に多いということや高齢化社会にこれで対応できるのかと、また移住、定住と、交流人口の拡大ということを考えて場合にですね、この 15 センチがいいのか、それとも県の基準であります 10 センチにあわせたほうがいいのかということにつきまして、費用とかですね、それにかかわる問題について、現在検討しているということでございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ここでも本会議上でもいろいろ何度も取り上げましたけど、先ほど申し上げましたように、そういう結論で、それが落とすところになったわけですけど、そういうかたくな態度をとり続けることのないよ

うに、今度具体的に変わるような感じを答弁から得たんですけど、そういう合併のときの条件だとか、サービスのレベルのすり合わせだとかというのに 10 年からたっているんですから、こだわらずにいろいろ見直しをして、弾力的に市民生活を守る、そういう立場を貫いてほしいと思います。

除雪の件については、以上です。

○委員長（堀川義徳） 次に、概要書の 73 ページ、建設課の橋梁長寿命化事業について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 次に、概要書 75 ページのですね、住まいのリフォーム促進事業ということで質疑をします。
関根委員。

○関根委員（関根正明） 当初の予定の募集枠に達しなかったことは、残念だと思っておりますが、この中に一般枠は 417 件、特別枠が 2 件で、この特別枠の 2 分の 1 補助は、どういう条件で、高齢者等々は書いてありますが、その条件を教えてください。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 障がい者のお宅ですか、そういうところについて非課税世帯につきましては、2 分の 1 ということで行っております。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） この工事費に対しての事業波及効果は 11.36 倍となっておりますが、総務省の産業関連表に基づき経済波及効果はどのぐらいですか、またその評価をどのように考えておるか、お聞かせください。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 経済波及金額といたしましては、7 億 7800 万円ほどになりまして、多種多様な業種に波及しているということであります。倍率にいたしますと、約 22 倍の効果があったということでございました。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） その評価としては、どういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 22 倍ということでございますし、多種多様な業種のほうに波及があるというようなことからして、市内経済には大変役立ったのではないかとこのように考えております。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 非常に経済効果はあるということで、非常にいいことだと思いますが、この地域商品券の中で、観光関係にはどのぐらいの割合で使われているかわかったら、後でもいいですけど、お教えてください。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 29 年度実績で申し上げますと、観光、宿泊関係につきましては、約 3%でございます。

○委員長（堀川義徳） 次ですね、概要書 75 ページ、木造住宅耐震化推進事業について質疑を行います。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 木造住宅の耐震診断ということで、実施件数が 12 件、単純計算すると 7.5 万円の補助になるのかと思います。補強設計については 1 件ということで、補強設計のですね、ということで 20 万の補助ですが、設計の結果 1 件補強実績があったのかどうか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 29 年度にですね、設計をされた方は、今年度工事のほう実施しております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

- 八木委員（八木清美）　ということは、11件補強する必要がなかったのかどうか、その辺を内訳をお尋ねします。
- 委員長（堀川義徳）　建設課長。
- 建設課長（杉本和弘）　11件につきましても、補強工事をする必要性はあったというふうに考えております。
- 委員長（堀川義徳）　八木委員。
- 八木委員（八木清美）　それぞれの御自宅の考えとか、事情もありますので、その辺はそこまでに至らなかったというところで理解しました。例えば補強するとしましたら、どういうところを主にするというか、どういうところを補強したらいいんでしょうか。
- 委員長（堀川義徳）　建設課長。
- 建設課長（杉本和弘）　その所有者の考え方ですけども、一般的には全体を補強するという考え方もございますし、部分的補強といたしまして、主に寝室を補強すると。またはですね、シェルターと言いまして、ほんの寝るところだけという考えの方もおられますので、一概にですね、どこを補強するのかというのは、その診断の結果によりまして、個人の所有者が判断するというふうに考えております。
- 委員長（堀川義徳）　八木委員。
- 八木委員（八木清美）　そもそもその基準についてなんです、一般に大体その基準値が1とした場合のですね、平均の診断の結果、どのような基準値であったか、お尋ねします。
- 委員長（堀川義徳）　建設課長。
- 建設課長（杉本和弘）　評価値につきましてはですね、1.5以上が倒壊しない、1以上が倒壊する危険性が少ない、1未満0.7以上が倒壊する可能性がある、0.7未満が倒壊する可能性が高いというふうな判断をしておりますけども、昨年の平均はですね、0.2ほどでした。
- 委員長（堀川義徳）　八木委員。
- 八木委員（八木清美）　ということは、危険性が高いということで理解していいわけですね。
- 委員長（堀川義徳）　建設課長。
- 建設課長（杉本和弘）　0.7未満がですね、倒壊する可能性が高いという判定といたしますか、基準ですので、非常に高いということだと思います。
- 委員長（堀川義徳）　八木委員。
- 八木委員（八木清美）　さらに、それに冬場ですね、積雪、屋根雪が多くなり、その場でのそういう状態の中、例えば地震が起きたという場合は、非常に危険性が高いと、さらに高まるというふうに捉えてよろしいですか。
- 委員長（堀川義徳）　建設課長。
- 建設課長（杉本和弘）　昨年ですね、平成29年度の平均で0.2という話をさせてもらいましたけども、この中でですね、細かく言いますと、積雪がある場合は0.20で、なしの場合は0.22ということで、0.2ポイント雪がある場合は下がるということになります。
- 委員長（堀川義徳）　八木委員。
- 八木委員（八木清美）　わかりました。そもそもですね、この診断を受けてもなかなか補強までは至らないという事情もありますが、この診断をするというそもそもの目的についてお尋ねします。
- 委員長（堀川義徳）　建設課長。
- 建設課長（杉本和弘）　やはり自分の所有物であります家の関係のですね、実態をですね、よく把握するということが調査をやる一番の目的だと思います。
- 委員長（堀川義徳）　八木委員。

○八木委員（八木清美） 理解いたしました。

○委員長（堀川義徳） 次に、概要書 76 ページ、妙高ふるさと暮らし応援事業についての質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） 移住、定住支援員を設置して窓口を一本化するなどしておりますが、この移住希望者に対応しての効果をどのように考えておりますか、一本化したことによって。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 29 年度で申し上げますと、延べ件数で 1830 件ほど空き家、定住、移住に関する相談があったということをごさいます、支援員の配置によりまして、希望者に対しまして空き家の紹介ですとか、現地の案内、また各種補助制度、これは建設課ばかりでない、その補助の制度も含めまして、それと子供の転入などの手続も非常にですね、寄せられるということで、そのようなさまざまなニーズに対応してですね、ワンストップで相談が行えるようになったということで、非常に相談者からは喜ばれているのではないかと考えております。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） その中で空き家登録が 41 件で、利用登録が 90 件、成約件数が 36 件、34 組、85 人と実績を積んでおられますが、空き家情報登録制度の認知もかなり進んできており、これからの問題は空き家登録をいかにふやすか、数をふやしていくかということが一番問題になってくると思っておりますが、その辺を総数をふやすためにはどのような対策を考えておられるでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） いずれにしても、市の取り組みだけではなく、地元ですとか、不動産業者との連携、協力体制が一番重要だというふうに考えておりますが、ふえない理由といたしまして、生活用品の後片づけに多額の費用がかかるということとですね、仏壇の始末に困る方が非常に多いと。また、敷地内にですね、お墓がある方もおられまして、その辺をどういうふうにして対応するのかということと、所有権、相続などの権利関係、それとですね、聞いてみますと、子供さんですとか、親戚からですね、別に困っているわけではないのに何で売らなければならないんだというような反対があるというようなことを聞いておりまして、なかなかお金でちょっと解決できない問題が多いというふうに考えておりますので、今後どういうふうにするのかというのはですね、うちのほうで再度検討したいと思っておりますが、なかなか難しい問題だというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） じゃ、あとは概要書にない事業についての質疑を行います。

まず初めに、道路橋梁総務費ということで質疑を行います。

委員長、かわります。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） じゃ、概要書にはありませんが、この決算書のページでいきたいと思っております。決算書の 232 ページの道路橋梁総務費ということで、今回 E S C O 事業ですかね、E S C O 事業ということで少しお伺いしたいと思っておりますが、課長これ E S C O 事業って、これどういう事業だか御存じでしょうか、どういう仕組みだか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） L E D 街灯をですね、採用しますと、修繕費またはですね、その光熱費が削減されるわけでごさいますけども、その削減されたものをですね、L E D の整備費に充てていくということで、若干ではごさいますけども、うちのほう、市のほうにとって利益が出てくるという事業でごさいます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これ 23 年から始めた事業でですね、そのときの説明ですと、非常に市内のですね、今後エネルギー政策の中で要は節電といいますか、電気をですね、使わないようにするというので、市内の街灯をですね、LED化にするということで、LED化した電気代が当然安くなるということで、それ実際LEDをつける、要は設置する値段をですね、10 年間今と同じ電気料、平成 23 年に新しくこの事業をやる前の電気代をですね、10 年間払うと、実はあのときたしかそちらのほうがお得だというようなことでLED事業ということで、要はLEDの市内全部のですね、街灯をつける、それを 10 年間分割するとですね、今の払っている電気料より安くなるというような、そんな事業で始めたと思うんですが、これ実際にそういった価格の検証というんですか、なかなかこれ難しいと思うんですよ。市内の街灯でどれぐらい電気使っているのかということ、それから今回 2200 万ぐらいですかね、ESCOの借り上げやっていますよね。ですので、それが本当の当初の予定どおりにちゃんと今のESCO事業をやっているほうが得だったのかどうかということを検証ということをしたことがあるんでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） このESCO事業を導入するに当たりまして、約 400 万円ほど市のほうが得するというような話をさせていただきました。それで、23 年度から 29 年度までのちょっと実績で見ますと、その計画よりもですね、さらに約 800 万ほど利益が出ているということでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） それ 10 年間で 800 万ということですかね、今までのトータルで。年じゃないですよ、1 年で 800 万ということではないですよ。

○建設課長（杉本和弘） 23 から 29 までの実績です。

○堀川委員（堀川義徳） 私、それどういう式であれしているかわからないんですが、実際にこれちょうど 22 年のLED事業やる前の今回の同じ道路橋梁総務費ということで、光熱水費ということで、このLEDにかえる前までは 2700 万かかっていたんですよ。今がこの光熱費でですね、1800 万ぐらいなんで、恐らく電気代で 900 万は確かにLEDにかえたときに安くなっていると思うんです、900 万ぐらい、年間に。それで、修繕費これLEDがですね、電球切れないということで、当然 10 年間の間に切れたら無償でこれかえてくれるということで、修繕費も当然安くなるということで、この平成 22 年LED事業をやる前がですね、1300 万ぐらいかかっていて、今がこのLEDの修繕費が 660 万ぐらいなんで、約 600 万円ぐらいですね、22 年この事業を始める前より安くなっているということで、そうすると 900 万の 600 万で 1500 万ぐらいはこのLED事業をやったおかげで 22 年よりもかからなくなっているとは思いますが、ただ 2200 万大体去年もおとしもこの 2200 万ぐらいはLEDの借り上げ料として払っているということは、本当に市にとって利益が出ているのかなというふうなので、ちょっと疑問だったんですけど、今ほどの 800 万円当初予定よりも電気代が恐らく高くなってきているんで、その分今のほとんど 10 分の 1 ぐらいの電気代のほうが安くなるというふうな計算だと思うんですが、ちょっとその辺ね、どういう計算なのかなということで、当時の 22 年のLED事業というか、ESCO事業始める前の決算書と見ると、確かに年間 1500 万ぐらいは経費安くなっているんですけど、ただESCO事業の借り上げ料が 2200 万あるんで、そうなると同じでも 10 年後、平成 33 年からはまるっきりこのESCOの借り上げ料がなくなるんで、2200 万ぐらいは落ちるんで安くなると思うんですけど、その間の 10 年間って本当に市でもって得しているのかなというのが疑問だったんですけど、その辺どういう計算になっているのか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 大まかに申し上げますが、ESCO事業導入前につきましては、修繕費に約 1050 万円か

かっておりました。それと電気料につきましては 1354 万円ほどかかっていたということで、トータルといたしまして 2404 万円ほどになると思います。正確にはですね、2403 万 4536 円になっているというふうな計算をいたしておりまして、それで導入後はですね、ちょっと消費税変わったりしておりますが、計画時点では 2363 万 5344 円で約 40 万円の差額が出るという計算でありました。先ほど私 800 万円と言ったのはですね、少しちょっとあれだったんですけども、これは計画の時点の 400 万円に足すということじゃなくてですね、計画時点の 23 年から 29 年度までの予定金額から今回の実績を引いたものが約 800 万円ほど出ているということでございますので、この実績から見る限りですね、やはり利益というのはかなり生まれているんじゃないかと思っております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） そういう計算しっかりできているのであれば非常に、確かにこれ 10 年前にこれ経済産業省だと思ふんですね、E S C O 事業ということで、割と全国的にも注目された事業で、すばらしいというような形で、それからいろんな民間とかですね、いろいろこういういわゆる LED を使って、その浮いた分の電気代をその LED の 10 年なら 10 年、ただ LED は 15 年とか、20 年までもつということであれば、それより先はですね、電気代の 10 分の 1 がそのまま利益になるということで、非常にいい事業だと思っていたんですが、本当に市でですね、そういう途中で経過といいますか、ちゃんとチェックしているのかなと思ってちょっとお伺いしたんですが、これ実際に今また新規で例えば街灯つけてくれというのと、その分新しく LED の街灯をつけるわけですよね。そうすると、そこからさらに 10 年ということになるのか、その辺どういう制度上、23 年に一気に全部つけたのはそこから 10 年でリースだと思ふんですけど、最近また街灯の更新とかやっていますよね、五百何万かけて。そういうのって、今度実際にどういうふうな恐らくまた E S C O 事業になっているのか、それは全然まるっきり違って、単なる街灯を新しくつけているのかという、その辺どうなんですか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） E S C O 事業が始まってからですね、街灯の新設もしておりますけども、そのものにつきましては、LED で設置しているということですが、E S C O の事業としましては、全体で 4977 灯ということで決まっておりますので、その後つけたものについては、市の所有ということで、維持管理また電気料とも市が払っているということでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） じゃ、平成 23 年度以降につけたのは、市でも単費で LED の街灯にかえていくというようなことだと思ふんですが、これ当初 LED は非常に要は普通のこういう蛍光灯とか、白熱灯と違ってなかなか球が切れづらいというような特色であるというような話だったんですが、結構小学校の卒業式とか、入学式に行くときですね、LED の電球たまに切れているんですけど、あれ街灯は違うと思ふんですけど、実際どれぐらい年間切れて修理みたいなのが、修繕みたいなのが当然そこは保証でやってくれると思ふんですが、何か話と違うくないのかなというのがあるんですが、どうでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 全て E S C O 事業者が対応するということではありますが、その件については、ちょっと手元に資料ありませんが、E S C O 事業者が対応しているということでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） そうすると、これは 29 年度の決算で今 2200 万ほどこの借り上げ料払っているわけですね。そうすると、これ 23 年から 10 年間というのと、平成 32 年でこの借り上げ料が切れるということになると、33 年以降はまるっきりこの 2200 万がなくなるけど、同じいわゆる電気代と LED が全部妙高市のものになるという

んですかね、そういう考え方でよろしいんですね。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この設置していただいたものについては、妙高市に帰属するということになると思います。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） それで、10年のESCO事業の後LEDが故障とか、いろいろした場合には、それはもう自前で交換という形なんでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） その10年間でですね、過ぎた後につきましては、そもそもどういふ管理形態がいいのかというのは、今後検討していかなければならないだろうというふうを考えております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 確かにLEDは電気代も安いですし、非常にいいんですけど、結局まだ出てからそんな10年も20年もたっているものじゃないので、本当に寿命というのがどれぐらいかわからないんですが、これが一気に例えば十四、五年たつてばたばた、ばたばたって一気に交換しなきゃいけないなんていうときになると、実際高いんですね、特に街灯で使うようなかなり光の強いやつになると高いんで、実際に20年間、あと10年先へ行って全部かえたら、LEDまるっきり新しいやつにかえたら、余り10年とか、20年かけて電気代節約したやつのお金ですね、まるっきり何か白熱灯とか、蛍光灯を使っていた電気代と同じぐらいだったかなんてならないようにしなきゃいけないなと思っているんですけど、今後協議はこれからなんですね。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この10年間過ぎた後は、妙高市に帰属してですね、うちのほうが管理するということだと思いますけども、やはりその後もですね、そういう球切れ、当然10年たつてから例えば全てかえたとしてもですね、そういう事業が成り立つのかどうかとか、いろいろ検討の仕方があると思いますので、維持管理につきましては、あと3年間ですか、ことし除きまして3年間しかないもんですから、そろそろ検討する時期には来ているだろうと思っております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） ぜひですね、7年前に導入した先進的な事業ですんで、結果的に10年間たった後もですね、やっぱり10年前にやってよかったなというような、いわゆる事業にしていかなきゃいけないと思いますので、その辺またよくですね、関係者と協議しながら進めていっていただきたいと思います。

じゃ、委員長かわります。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（堀川義徳） 次に、沿道美化事業について、渡辺委員をお願いします。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 沿道美化事業、さっき道路適正管理についてお聞きしたんですけど、街路樹の管理作業についてお尋ねします。

有線放送でも警察ホットラインでも日暮れが早くなってきているんで、運転には気をつけろと、こう言われているんですけど、街路樹のね、徒長枝の伐採に対する苦情が結構あるんです。私もそう言われて見てみると、石塚町とか、錦町の中学校の前の通りだとか、かなり徒長枝が繁茂していて、交差点なんかではよく見えない、脇から出てくる車が見えないというのは、結構目立ちます。そういう点では、冬囲いのときに一気にやるんじゃないくて、必要などときにはやっぱりパトロールして管理しなくちゃいけないと思っていますけど、徒長枝の管理についてはどのように考えておりますか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 委員御指摘のとおり、当然冬囲いときにはですね、剪定を行っておりますけれども、それ以外の関係で信号が見づらい、また街灯がですね、光が通らないというような場合につきましては、その都度今後も対応していきたいと思っております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 具体的に申し上げますと、石塚町では2度くらい建設課へ連絡したんだけど、ちっとももちが明かないという要望もあったんですけど、そういう点では適切な管理をぜひお願いします。

○委員長（堀川義徳） 次に、市道除排雪補助事業についての質疑を行います。
渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 雪捨て条例が降雪期に強調されるんですけど、それから言うと個人の雪は個人なんですけど、道路上の雪の排除は、基本的には市道ですから、市の責任です。しかし、市道にもかかわらず市民生活に困難を来たしながら道路の幅員4メートル以下だとか、表流水、流雪溝をつくる水の量とか、地下水、消雪パイプの井戸だとか、除雪機の幅だとか、そういうのの諸事情で除雪が困難なために放置される場所があるわけです。そこを地元の人たちが提案されて、それに対する補助事業なんですけど、そんな箇所は皆さん市内にどのくらいあるとお考えですか。少なくとも新井地区、市街地ではどのくらいあるとお考えですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この事業ですね、利用されている方はですね、27団体、40路線で約4900メートルほどございます。そのほかにはですね、私どもも要望会等でそういう話出ませんので、余りないのではないかと、このほかの路線については、そういうところはないのではないかとというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 町内ではだけど、私も相談受けたんですけど、市道では何カ所か聞かれますよ。ただ、問題は地元の人、関係者が数軒だったりして、なかなかしかも高齢化だったりする中で対応難しいんですよ。私がお願したいのは、市道で基本的には市の責任というのはあるわけだから、そういう点ではここについてはこんな格好でまとめられないかというアドバイスというか、働きかけを市がもう少し積極的にやってもらえればもっと住みよい地域になるんじゃないかなと思っております、いかがですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 除雪もネットワークが重要でございますので、最後末端部へ行きまして通行できないということでは困りますから、市道に関してはですね、やはりうちのほうでもう少し地元の皆さんとですね、話をしながら対応策については今後検討していきたいと思っております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私はね、この地域あいている井戸があるから、水道入る前は使っていた井戸あるから、これを使ってサニーホースでもいいと書いてありますが、サニーホースでやったり何かするという提案を地元の人が持ってくれば、多分オーケー出ると思うんですよ。だけど、地元の人がそういう提案をするまでというのは、結構厄介なんですよ。そういう点では、ここの条件について、市道の除雪困難箇所についてチェックしてどういう方法がいいんじゃないかと進めるくらいの寄り添う積極的な姿勢を持ってほしいな、課長おっしゃるにはそんなにいっぱいじゃないんじゃないかという、いっぱいなければなおさらそういう姿勢で取り組んでいただきたいと思えます。それが初期出勤なんかともあわせながら夜中の出勤だとか、24時間除雪だとかというのとも関連して非常に住みよさに影響する中身だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

除雪は以上です。

○委員長（堀川義徳） 次に、地すべり巡視員業務委託事業について質疑いたします。

委員長、交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これも概要書がありませんので、決算書の244ページの中段ほどにですね、地すべり巡視員業務委託事業ということで、主にですね、どういった業務をですね、どういったスタッフといますか、委託のですね、内容等をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この事業につきましては、地すべり等防止法に基づきまして、地すべりの早期発見、地すべり災害からですね、人命、財産の保護、それとですね、地すべり防止施設の適正な管理を図るためにですね、地すべり防止区域の巡視業務を県から委託してですね、巡視員にうちのほうが再度委託するというふうな事業でございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 恐らく妙高市にもですね、地すべり危険地域というのがたくさんあると思うんですが、昨今のこの豪雨災害といますか、非常に土砂災害が多い中でですね、どういった形で、今ほど目的は大体わかったんですが、そのとおりだと思うんですが、今の例えばどれぐらいの人数でですね、どういうときになったら出動するという、出動するといってもかなり危険箇所が多いんで、例えばこれが一般の人にもですね、例えば裏山に何か地響きのような音がしたらすぐ通報してくださいというような体制になっているのか、それともあくまでいわゆる巡視員という方々がですね、何人かいて、定期的に回っていられるのか、その辺概要書がないんでちょっとわからないんで、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） まず、地すべり巡視員ですね、配置状況でございますけども、地すべり防止区域17区域に25名の配置をしております。それでですね、巡視の方法でございますけども、大体月平均5日程度で年間40日程度とするということでございまして、定期的に回っているものと、それと大雨が降った、それと融雪がですね、非常に進んだというときにつきましては、うちのほうから巡視のほうをお願いするというふうなことになります。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今言った25名という方はですね、普通の私イメージ的には不法投棄の監視員みたいな形ですね、一般の人をお願いして25人なのか、それともやっぱり地すべりの前兆という、かなり専門的なですね、多少知識もないとですね、崩れてきている、見て崩れているというんじや遅いと思うんで、ある程度前兆的なものを技術的に知っているような人でないとなかなか判断、当然危ないと思ったら通報するわけですよ。ということになると、この25名というのは、どういった方々が選ばれているんでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 結構ですね、地元の役員を長くやられまして、地元で地すべり発生した際にはですね、対応してきたという方が主な方になります。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 恐らく非常にそういった方ということになると、高齢者の方が多いのかなというふうな形だと思うんですが、実際に先ほど定期的な観測と雨が降ったときにですね、臨時といますかね、緊急的に出動する場

合があると思うんですけど、その緊急的に出動した場合のその後の例えばどのランクまでいったらどういうふうな行動というんですかね、通報するという、そういったルールというのはあるんでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 巡視の結果につきましては、通常です、維持修繕とか、そういうものにつきましては、月に1回報告書を上げていただいておりますし、これは二、三日前にないような亀裂がですね、大規模に走っているというような場合につきましては、電話で一報いただいているというような状況でございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今ほど17地区で25名ということなんですが、妙高市内かなり広いですし、非常に危険箇所もですね、最近の土砂災害見ても、今まで崩れたことないような場所で発生するというので、今の17地区25名というこの人員というか、スタッフとですね、この予算で十分妙高市の土砂災害をですね、カバーし切れるかどうかという課長の直接的な例えば人数がちょっと少ないとかですね、高齢者になってきたなというような感想があればですね、問題点も含めてお伺いしたいんですけども。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） これはですね、地すべり巡視員というのは、設置基準というのがございまして、これは県で決めているものでございますけども、人家が15戸以上の地すべり指定地で、なおかつですね、過去において人身、人命事故のあった区域、それと地質的に地すべり発生の危険性の大きい区域というふうなことが基準となっております。ただ、じゃこの配置していない以外です、発生した場合はどうなるのかということでございますけども、やはり危険性が高い区域におられるやっぱり役員さんというのはですね、そういう知識もかなりある方がおられますので、その方からですね、通報ということもございまして、その辺につきましては、かなり発生した場合については、早急な対応をしているのではないかとこのように考えております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今の17地区25名の方がいる意味マンパワーで監視されているということで、最近この間も土路とかあの辺で気象庁の出す、いわゆる地すべり、物すごく地下水がですね、地下に水分を多く含んだから危ないというような、それで避難勧告ですとか、その辺を出すということがあるんですが、その辺のマンパワー的なそういった監視員の人たちと、いわゆる科学的なですね、空から見たそういった地すべりの危険度みたいのというのは、うまくリンクしているんでしょうか。要は、どっちか片方だけ避難、危ないと言われてもですね、科学的な情報がないからとか、むしろ逆に地域の人がいわゆる空から見たほうが危ないんだけど、地元の人はいや、大丈夫だと言っていると、それで避難を拒むみたいな、そういったことのうまく連携というのはされているんでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 例えば大雨が来そうで、避難準備情報だとかという話になるんですけども、地すべり巡視員に対しまして、危険だという判断というのはですね、やはり山へ入るわけですので、これから雨が降るときに山へ行って調査してこいというのではなくてですね、これは雨が降った後に例えば施設や何かにどういうふうな異変が生じているとかですね、地すべりの兆候はその後発生しているかどうかという、その雨が降った後のですね、状況を調査していただくものでありまして、雨が降る前にですね、危険な山へ入って調査してこいというものではございません。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） わかりました。じゃ、どちらかということ、避難勧告ですとか、そういったものを出すための巡視員ではないというような形でよろしいですね。わかりました。

今話を聞くとですね、17 地区 25 名ということで、今後先ほど基準があるということなんですが、これ以上でもこれ以下でもないということで、地区がふえれば当然その監視員もふえるというような考えなんですかね、今のこの 25 名というのは、多くも少なくもないというレベルなんでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今現在対策工事が進みまして、概成という言葉を使いますが、一通り対策が終わった地域がですね、一たび動き出したということで、先ほど言いました基準に合致する地域が出てきた場合につきましては、やはり巡視員を配置するということになるというように考えております。

○副委員長（八木清美） 新婚世帯家賃支援事業ですね。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 委員長、かわったままでいきます。

あともう一点ですね、この決算書の 250 ページということで、これも概要書がないんですが、新婚世帯のですね、家賃支援事業ということで、これたしか新婚のアパート代とか、そういうのを 1 万円で何年でしたかね。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この事業期間は、平成 22 年度から 25 年度まで行っておりまして、アパート代に対する補助ですけれども、月額 1 万円ということで、最長 60 カ月、5 年間補助するものでございました。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 25 年を最後で 5 年ということになると、平成 30 年度で、今これ既に申し込まれた方がずっと継続されているということで、新規の方はいないということですね。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 25 年度で打ち切っておりますので、その 5 年ということですので、今年度、30 年度に終了するというところでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これ私聞いたのはですね、今の住宅支援のいろいろ話がありますが、できればですね、例えば若い方々が妙高市に 1 万円の補助あるからということでアパートに住んでいただいて、そこから通ったりしていただいて、実はこの補助が切れるからといって、ないんだったら例えば上越に行っちゃおうかなというんであれば、なくても次妙高市で家を建てようとか、5 年そこにいらっしやればですね、ここで根を張ろうかなという気持ちにもなってくれると思うんですけど、実際これ終わった後そのまま住み続けているのか、それとも制度が終わったからといってですね、結構そこらにまた戻ったりとかしている方ってどうなんですか、その辺の追跡は。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） まず、追跡をしているのかということですが、当初認定 23 年から 25 年の間で認定をした世帯が 154 世帯ございました。平成 28 年度までに取り下げた世帯が 95 世帯ございます。29 年度でですね、終了した世帯も 24 世帯ということでございまして、29 年度で言いますと、この年度で取り下げた数も 9 世帯ございました。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 取り下げたということは、新しいいわゆる家賃補助といいますか、その制度を違うところに行くからということで、そういった条件に当てはまらないということなんですけど、その方々が市内に残って家を建てたりしてくれているのか、その辺というのはわかりますか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この補助制度をやめたかわりといたしまして、住宅等支援事業というのを始めたということもございますが、これからですね、その住宅等支援事業に移った方の数というのは、現在集計しておりません。（後刻訂正あり）

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） というのも、これはたしか 25 年にやめるときに結構ですね、やめないでくれという言い方おかしいですけど、非常に新婚世帯のアパート、若い世帯にしてみればやっぱり月ですね、4 万とか、5 万円のアパートに入ってですね、1 万円の補助があるということで、非常に住みやすいねということで、いい制度だなということだったんですが、それが 25 年で一応打ち切られたということで、その後ですね、そういう方々がせっかく妙高市に来ていい制度があるといってアパートなりに入ってくれて、子供も例えばできて、じゃもう少し今度一軒家でも建てようかということになってですね、うまく今の住宅支援というか、そっちのほうにシフトしていればですね、非常にいいんですが、そうじゃなくて単にもう補助なくなったんだから、じゃもっと雪の少ない上越へ行こうかということになると、ほんの何年か仮に住んでいてもらうだけでもいいんですけど、非常にもったいないなという気はするんですけど、その辺うまく調べられませんか。というのも、もしこれが本当によくてですね、1 万円の補助でしばらく妙高市に住んでいて、その方々がほとんどまた妙高市内にですね、住宅支援制度で家を建てて住んでくれるということになれば、この 1 万円の制度もまた復活してもいいのかなという気はするんですけど、その辺何かうまく調べられませんか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ちょっと調査をしてみたいと思いますし、今現在でもこの制度を活用している方につきましては、うちの支援制度の PR のほうはしたいと思います。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 本当に若い人に見れば、ちょっと妙高市にアパートでそういった制度があれば、お試し住みじゃないですけど、ちょっと今大分アパートのほう家賃も下がってきているようなので、1 万円の補助があればですね、上越に住むんだったらちょっと妙高市に何年か住んでみようかということになってですね、例えば子供ができて保育園に通うようになればですね、子供をまた違うとこに預けるのかわいそうだからって、じゃ妙高市で家を建ててですね、住もうかなという気持ちになっている方々にちょうどタイムリーな今の住宅支援制度がはまればですね、これは本当に移住というか、若い人たちに住んでもらうですね、本当呼び水といいますか、そういうのになる可能性があるということで、今度何かの機会にですね、アンケートでもいろんな形でいいんですが、調査していただいて、ぜひまた今度の機会にでもですね、報告いただけたらなと思います。

以上です。

委員長、かわります。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（堀川義徳） それでは、次に、都市公園管理事業ということで、渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 都市公園管理事業についてお尋ねします。

都市公園法が変わって、保育施設も建設できるようになりました。6 月にお尋ねしましたら、それは占用許可で扱うという話がありました。私は、都市公園法改正の趣旨にそれはふさわしいかどうかという疑問を持っています。と言いますのは、春の議会報告会なんかでも、あれほど芝生よくなって、みんな期待している総合体育館の横、また潰しちゃっていいのかという疑問の声も出されました。これは占用ですから、ほかに場所がないとか、やむを得ずとか、電柱なんかそのように、支障はあるんだけど、ほかに立てる場所がない、それで社会的にも必要だ

という、そういう前提でやっているんですけど、この統合する保育園については、どのように判断していますか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 一応都市公園法上の決まりというのもございますし、その中にはですね、占用がいいのかどうかということと、技術的な基準というのもございますので、その辺について一度うちのほうで内部的には話をしておりますが、今のところですね、正式にそこだといって申請が出てきたわけでもないということもございますが、うちのほうとすればですね、今のところ利用に著しい支障は来していないのではないかと判断をしておりますし、それと技術的な基準といたしましては、やはり広場の3割以内というふうな基準もございますので、まだその面積的なものについてはですね、正式に何平米というのはございませませんが、それが出てきた段階で、技術的に合致しているのであれば、都市公園といいますか、うちのほうが管理しているとは言いますが、だめだという理由は余りないのではないかとこのように考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 大都市みたいに、東京都みたいなどころでは、どこにも場所がないというので苦肉の対応でそういう占用させることができるという項目ができたとは承知しているんですけど、土地は幾らでもある、そういう用地交渉をどのようにしたかどうかというのは、ここの範囲ではないんですけど、総文でどんな審議されたかわかりませんが、そこら辺では問題が大きいんじゃないかなと思っています。また後で聞こうと思ったんですけど、まだ占用の申請も許可も手続的には何もされていないという話ですから、それは承知しました。

もう少し続けてもいいですか、ほかのどこ。

○委員長（堀川義徳） いいです。

○渡辺委員（渡辺幹衛） いい、ほかにないのなら。

○委員長（堀川義徳） はい、いいです。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この都市公園の関係でちょっと飛びますけど、歳入の話もしてもいいですかね。

○委員長（堀川義徳） はい、どうぞ。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 歳入のところ都市公園の使用料が何十万か出ていますよね、土木使用料で。それは具体的にはどんなものがこれに該当しているんですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） これにつきましては、都市公園の例えば電柱ですとか、鉄塔、電話ボックス、送水管の占用でございます、都市公園の9公園、施設に占用しているものの占用料でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） いわゆるやむを得ないものが占用しているんだというのはわかりました。保育園を検討するときも、その点はしっかり押さえておいてほしいと思います。

もう一つ、今度歳出のほうへ行きますけど、先ほどLEDの問題がありました。私、LEDの効果は認めるんですけど、借り上げているにもかかわらず、消えているとことというのは結構あるんですよね。それは、私はタイミングよくやっぱり調査するなり、パトロールするなど含めて対応してほしいなど。しかも、32年までですから、これから間際になってくればよほど全部一灯も消えているのがなくて33年に引き渡しを受けるようなつもりで取り組んでほしいと思います。

それに関連してもう一つお尋ねしたいんですけど、電気料で23年以前、22年までの実績でどうのこうのというお話ありましたが、その後東日本大震災があって、街路灯なんかはそれこそ3分の2ぐらいいも消えて、橋梁なんかは10基くらいあっても1基しかついていないなんていうところらじゅうにあるわけです。そういう点では、

電気料金そのものが私はかなり下がっているんじゃないか、LEDでなくてもかなり下がっているんじゃないかと思うんですね。そういう差額というのは、LEDの効果を大きく見せる要因になるんじゃないかなという気もするんですけど、こちらがそれなりに努力して消したり、契約を解除したりして電気料金が安くなった分というのは、どこへどんなふうにカウントされたりするんでしょうかね。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今現在もですね、消灯といいますか、うちのほうで意図的に節電のために消やしている街灯というのは、ESCO事業の中にはございません。それで、あとはですね、橋梁にあります水銀灯ですとか、街路灯、白山町、学校町、小出雲等の街路にですね、デザイン照明がございますけども、それを何本か切っているということでありまして、このESCO事業のですね、直接電気料としてカウントされるというようなところでは消灯していないということです。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今のはあれですか、私が認識違いだったんですけど、街灯一般で電気料払っているんじゃないかと、ESCO事業するものと、街路灯というのか、街灯というのか、区別どうしているかわからないんですけど、それは別にカウントされているんですかね、決算書もよく見ないで申しわけありませんが。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ここのですね、光熱水費の1822万7000円というのがございますけども、これにつきましては、ESCO事業を除いた水銀灯ですとか、交通安全灯の電気料金でございます。

○渡辺委員（渡辺幹衛） わかりました。

○建設課長（杉本和弘） それと先ほどですね、渡辺委員さんからの都市公園の関係で、保育園の占用という話ございましたけども、今現在本体の許認可についてはまだ私ら判断をしておりますが、地質調査をやりたいということと来ておりますので、その調査についてはうちのほうで許可をしているということもございます。

それともう一点、先ほど堀川委員からの新婚世帯でございますけども、済みません、追跡調査をしております、29年度に取り下げたもの9件の内訳でございますけども、市内への転居、中古住宅を買ったものが2件、実家へ行ったものが1件の3件ございました。それと市内に新築をしたもの、これは全て住宅取得支援を活用しております、4件ございます。それと市外へ転出したものが2件ということでございました。済みません。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今の非常に期待の持てる調査だと思うんですけど、9件中市外に行かれた方2件ということで、非常に最初の新婚世帯の1万円がですね、効果あるのかなというふうに思っているんですが、今後復活する可能性はありますか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この事業やめまして、住宅取得支援事業にいったときにですね、何が一番問題になったかといいますのは、いつまでもアパートに対する家賃補助をしていたのでは、それはやっぱり幾らやってもアパート住まいになってしまってますね、その制度が終わった段階でやはり出ていってしまうのではないかという懸念というのがいつまでたっても払拭されないと。家を建てていただくんですね、最低20年ぐらいはそこにいてもらえるのかなということがありますが、それに対してですね、市がいつまでも支援をするのはいかがなものでしょうかというのを私も聞いたことがありますので、その辺はですね、今後検討するとしても、慎重に考えていかなければならないというふうに考えております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） いっときはですね、大分数アパートのですね、1万円の費用が最高でさっきあれですかね、かなりの戸数が23年度から始まったときにあったと思うんですが、であるのであれば、そのときの予算をですね、さらに今の住宅支援のほうにですね、予算を持って行って、妙高市に住んでもらうような施策にただ単に新婚の1万円をやめるんじゃないくて、その予算をこっちのほうの住宅支援のほうに持っていくとですね、さらに本当に最初から住んでくれる人がふえるんじゃないかなというふうに思いましたので、今後またお願いしたいと思います。

委員長、交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（堀川義徳） それでは、土木費に関してその他ありませんか。よろしいですか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ついでですから、お尋ねします。

姫川原住宅の維持管理のところの一つ教えてください。維持管理費が支出されていますけど、区画数とか、そういう作業の内容とかわかりましたらお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この事業で管理しておりますのは、姫川原住宅団地、それと田口ニュータウン、それとエメラルドタウンということになりますけども、済みません、ちょっとその区画につきましては、手元に資料がございませんので、後ほど回答いたします。

○委員長（堀川義徳） じゃ、あと一般会計ずっと通して何かあれば、いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） それでは、これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第76号 平成29年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項については、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号のうち当委員会の所管事項は認定されました。

議案第77号 平成29年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第77号 平成29年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第77号 平成29年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。特8ページをごらんください。上段1款国民健康保険税は、現年度分、過年度分

を合わせて総額 5 億 6329 万 978 円となりました。税収につきましては、加入者数の減少に加え、高齢者や未就労者が多く、厳しい状況が続いておりますが、低所得者世帯の負担軽減のため、市独自減免を継続実施したほか、収納対策として、納税相談や戸別訪問などを実施し、税収確保に努めました。徴収率は、現年度分で 96.0%、滞納繰り越し分は 15.7%、全体では 78.9%となりました。

特 12 ページをごらんください。下段から特 14 ページの上段にかけての 9 款繰入金は、保険基盤安定繰入金のほか、事務費、国保財政安定化支援事業、出産育児一時金などの補助など、全額が法定の繰り入れ分であります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。特 20 ページをごらんください。中段から特 24 ページの中段にかけての 2 款保険給付費は、医療費や調剤費などの療養給付費、療養費及び高額療養費等で、総額は 23 億 3821 万 4103 円となり、特別会計の歳出の約 62%を占めております。

その次の 3 款後期高齢者支援金等は、75 歳以上が加入する後期高齢者医療制度の医療費を賄うため、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

下段から特 26 ページ上段にかけての 4 款前期高齢者納付金は、65 歳から 74 歳の前期高齢者の加入者割合により生じる保険者間の不均衡を是正する制度である前期高齢者納付金・交付金制度に対し、支払基金へ納付したものであります。

特 26 ページ中段の 6 款介護納付金は、介護保険運営の一部を補うため、第 2 号被保険者 40 歳以上 65 歳未満の人数に基づいて保険者が支出することとされている介護納付金を支払基金に納付したものであります。

その次の 7 款共同事業拠出金は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金を国保連合会へ支払ったものであります。

下段から特 28 ページにかけての 8 款保健事業は、保険者に義務づけられている特定健康診査事業や疾病予防のための人間ドックの助成事業のほか、レセプト点検、ジェネリック医薬品普及のための促進により、医療費の適正化に努めたものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第 77 号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 二、三お願いします。

まず、県広域化によって、これからは独自制度、例えば独自減免もそうでしたけど、そういうのが非常に難しくなる時代が来るのではないかなという懸念はしているんですけど、最初にこの国保制度の特徴として、均等割があります。それで、総括質疑でも出ていましたけど、少なくとも第 3 子以降子育て支援というんなら、そこを減免する気持ちはないだろうかとこの質疑がありました。第 3 子以降ですと、要する費用というのはどのくらいかかると見込んでおられますか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 済みません、その辺のちょっと試算したものは今持ち合わせてはおりません。申しわけございません。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 後でじゃお願いします。

それで、国保税の原因別の滞納状況をお尋ねしたいんですが、資料ありますか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 平成 29 年度の滞納状況御説明させていただきますが、滞納者数は 340 名でございます。

す。その内訳になりますけども、低所得ですとか、経済的な要因によるものが 205 名、全体の 60.3%になります。その次に、納税意識の希薄なものを要因とするものが 74 名で 21.8%、それから経営困難ですとか、多重債務とか、その他ということで 61 名、17.9%という内訳になっております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 義務づけられているんですけど、資格証とか、短期証は、どのような発行状況ですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 平成 29 年度末の状況で申し上げますと、短期証につきましては 106 世帯に 199 名の方に交付をしております。それから、資格者証については発行はございません。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 軽減率とそれに対する世帯の割合はいかがですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 7、5、2ということによろしいでしょうか。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 結構です。

○健康保険課長（吉越哲也） 7割軽減の世帯ですが、平成 29 年度末におきまして 1394 世帯、率にしまして 27.03%になります。それから、5割のほうで 959 世帯で 18.60%、それから2割のほうで 680 世帯で 13.24%、軽減を受けている世帯全体に占める割合は 58.87%ということになっております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 軽減対象になっているのとあわせながら、滞納者の割合はどのようですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 済みません、滞納者の割合については、ちょっと手持ちを持ち合わせておりません。申しわけございません。後ほど提供させていただきます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この制度減免以外に減免の規定があるんですけど、生活保護基準との比較では、ここは低所得 1.2 倍のような気がするんですけど、それは間違いはないですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 一部負担金の減免に関するものについては、生保基準の 1.2 倍という制度を持っております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 1.2 倍ですよ。それで、問題なのは 1.2 倍の人が保険税を支払うと生活保護基準以下になるんじゃないかというおそれもあるんですけど、それについてはどのように考えておられますか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 生活保護基準との比較ということで、それぞれ全ての世帯ということではありませんが、例えば持ち家の住宅において 30 歳の単身世帯ですとか、40 歳で夫婦で子供が小学生 2 人いる世帯とか、それから 65 歳の夫婦のみの世帯のほうで幾つか比較をしておりますが、その中では 1.2 倍の収入を持つ世帯において、保険税を払ったとしても、生保の基準の収入よりは下回らないというふうな試算は出ております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 生活保護受給されれば、そのほかに教育費だとか、住まいだとか、いろんな該当する制度があるわけですよ。今の 1.2 倍のところやって、本当にそういうふう以下になってしまっ、そしてそれが新

たな滞納を生むようなことのないような生活を丸ごと見ていくようなことも必要じゃないかと思うので、お願いします。

先ほどの滞納状況について、これは1月末の状況の資料ですから、古いからお尋ねしたいんですけど、そのときの状況で言うと、7割軽減がある人で4%ちょっと、5割軽減の人が5%、2割軽減の人が4%、軽減なしが7%、平均で全体で5.6%ぐらいの滞納があったんです、そのとき。そういう点では、軽減があるから例えば7割か2割かの差があるわけですけど、それにかかわらず同じ程度の滞納割合があるという、そういう点では国保制度が県広域化されましたけど、制度そのものにも非常に問題があるんじゃないかと思っていますから、そういうのも頭に入れておいて対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 二、三お聞きしたいと思います。

基礎自治体に対して、28年度からインセンティブとして、保険努力支援制度というのが設立されております。

先日監査のときちょっと聞いているんですけど、もう一度この保険努力支援制度を説明いただきたいと思います。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 保険者努力支援制度ですけども、これは国保制度の改革によりまして、国が市町村国保への財政支援の拡充を行うことによって、保険者の医療費の適正化に向けた取り組みに対する支援として、また財政支援の強化を図るために実施するもので、おのこの評価点に基づいて傾斜配分することによってインセンティブをつけていこうという考え方で始まった制度でございます。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） その主立った項目と、あと県内での順位等わかったら教えてくださいませんか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 例えば市町村分で評価される項目としましては、特定健診、特定保健指導の実施率、それから他の健診の受診状況ですとか、それから当然税収の収納率向上の状況、それから医療費分析に対する取り組み、それから給付の適正化に対する取り組みとか、そういったものが幾つかありまして、トータルで評価されるということになっております。

○委員長（堀川義徳） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 30年度から広域化された場合、この制度自体はどういうふうな形になるのでしょうか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 平成30年度から国保が広域化されたんですけども、保険者努力支援制度につきましては、先行的に28と29やってきたものについては、市町村分への交付のみでしたが、30年度からは都道府県へ交付するものと市町村に交付するものと2通りができてまいりました。市町村分については、先般の議会でも申し上げたんですけども、今回の評価においては全国で一番いい評価をいただいておりますという状況でありまして、その金額については、被保険者数に応じて、県に納付する金額から各市町村が差し引かれた感じでその享受を受けているという状況でございます。また、ちなみに市町村分については、各市町村が得た平均点の比較というのがあるんですけども、これは新潟県内の市町村の平均点は全国で4番目の評価でしたので、県分で1位、市町村分で4位ということで、新潟県内としてはかなり保険者は頑張っているという、保険者努力支援制度上の評価になっているという状況でございます。

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第 77 号 平成 29 年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号は認定されました。

議案第 78 号 平成 29 年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第 78 号 平成 29 年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第 78 号 平成 29 年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。特 37 ページをごらんください。上段 1 款後期高齢者医療保険料は、現年度分、滞納繰り越し分を合わせて総額 2 億 5959 万 1300 円でありました。保険料の徴収状況につきましては、口座振替の推進や未納者への電話による納付勧奨、戸別訪問などを行った結果、現年度分は 99.8%、滞納繰り越し分は 37.7%、全体では 99.7%の徴収率となりました。

次に、中段の 3 款 1 項 1 目 1 節の保険基盤安定繰入金は、低所得者及び被扶養者保険の被扶養者であった方に係る保険料の軽減分について、一般会計から繰り入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。特 41 ページをごらんください。上段から中段にかけての 1 款総務費は、職員の人件費や徴収費等の経常的経費に加え、県広域連合の補助事業として、被保険者に対し保健指導を行う栄養士の賃金支出や人間ドック費用の一部助成を実施したものであります。

特 43 ページをごらんください。上段の 2 款広域連合納付金は、歳出の大半を占めるものであり、平成 29 年度保険料の収納見込み額及び低所得者等に係る保険料軽減分に対する負担分を広域連合へ納付したものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第 78 号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 特別徴収は、月額 1 万 5000 円以上ですか、年金からもう何構わず引いてしまうんだから、それは基本的には 100%集まるんでしょうけど、普通徴収の徴収率は 29 年度は何%でした。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 99.1%になります、現年分ということですが。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 28 年度はどうですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） ちょっと比較する数値を持っておりません。済みません。後ほど回答させていただきます

す。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私ね、何で2つお聞きしたかという、特別軽減が打ち切られたんですね。そうしますと、その影響が天引きされる皆さんは、余りわからないかもしれないんだけど、普通徴収にどんなふう反映しているのかなと思って知りたいと思いました。後でまた資料をいただければそのときいただきたいと思います。以上です。

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 予算のときも言いましたし、ずっと制度始まってから言ってきたんですけど、このように年齢によって差別するそういう保険制度は、人間の尊厳にも影響しますし、また今度新潟県今まで抑えていたんですけど、いよいよ基金の保留がなくなってきたもんだから、どんどん仕組み、制度上で言えば上がる保険料ということになっています。そういう点では、この決算認定には賛成できません。

○委員長（堀川義徳） これより起立により採決いたします。

議案第78号 平成29年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに賛成委員の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○委員長（堀川義徳） 御着席ください。

賛成委員多数であります。

よって、議案第78号は認定されました。

議案第81号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第81号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） ただいま議題となりました議案第81号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

介護保険特別会計の運営に当たりましては、妙高市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、公平な介護認定と適切な介護給付に努めるとともに、市民の健康づくりと介護予防の意識向上のため、健康長寿！「目指せ元気100歳」運動を実施いたしました。

まず、歳入から御説明申し上げます。特74ページをお開きください。上段の1款保険料は、65歳以上の方々の第1号被保険者保険料であります。

中段の3款国庫支出金は、国のルール分の介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金であります。

次に、特76ページをお開きください。上段の4款1項1目介護給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金から交付されます40歳から64歳までの第2号被保険者に係る保険料分であります。2目地域支援事業支援交付金は、支払基金負担分の地域支援事業支援交付金であります。

5款県支出金は、県のルール分の介護給付費負担金と地域支援事業交付金であります。

次に、特78ページをお開きください。上段の7款1項1目介護給付費繰入金は、介護給付費に係る妙高市の

ルール分の繰入金であります。3目地域支援事業費繰入金は、地域支援事業に対する妙高市のルール分の繰入金であります。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費等に充てるための繰入金であります。

特80ページをお開きください。下段10款1項1目財政安定化基金貸付金は、第6期介護保険事業計画期間におきます介護給付費の増に伴い、保険料等が不足した財源を県から借り入れたものであります。

次に、歳出について申し上げます。特82ページをお開きください。このページから特86ページの上段にかけての1款総務費は、介護保険特別会計の運営に係る事務費となっております。特86ページ上段の2款1項1目在宅サービス給付費は、前年度決算比6.7%の増となりました。2目施設サービス給付費は、特別養護老人ホーム等の入所に伴う施設サービスに係る保険給付費であり、0.3%の増となりました。

続いて、特88ページをお開きください。中段の3款1項1目介護予防・生活支援事業費は、要支援1、2及び事業対象者に対し、訪問型サービス及び通所型サービスの実施と、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施いたしました。

次に、特90ページ中段の2項1目一般介護予防事業費では、健康長寿！「目指せ元気100歳」運動を実施し、各種健康教室や市民公開講座の開催など、介護予防の普及啓発に努めました。

続いて、特92ページをお開きください。中段の3項1目包括的支援事業では、医療と介護の連携を強化し、スムーズな入退院時支援や多職種連携を図るため、在宅医療・介護連携推進協議会を発足し、各専門部会の開催や研修会を実施いたしました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第81号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） まず、特養の待機者の要介護度別の状況、妙高市民に限りですけど、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 現在妙高市民ですね、入所待機者につきましては164名いらっしゃいます。要介護度別でございますが、要介護1が4名、要介護2が17名、要介護3が52名、要介護4が49名、要介護5が42名でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この間総括質疑でもそのうちの本当に必要だと判定しているのは、どこの施設にも入っていないひとり暮らしの皆さんだという説明もありました。それで、それじゃ今度入っている人についてお尋ねします。

この入所者、施設の定員に対して入所者、市内外別の状況がわかりますか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 市内に6つですね、特別養護老人ホームございます。今ですね、453名の方がお入りになっております。その中で、妙高市民ですね、妙高市の被保険者の方が331名でございまして、妙高市以外の方は122名という状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） この市外の皆さんがこの施設を利用するというのに対する基準は、どこで決めるんですか。みなかみの里とか、名香山苑、まだ合併する前に上越市の区域であった清里から板倉、中郷の皆さんも利用している人がおられるかもしれませんが、それ以外の人たちは多分合併後だと思うんですが、それを決めるのは入所決定

はどのような仕組みでされるんですか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 介護保険制度前の措置時代には、いわゆる入所の枠というようなものが存在しましたが、介護保険施行後はですね、基本的にはそれはもう社会で支える仕組み、今の入所につきましても、その決定はその施設ごとに行われるということになっております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） さきに言いましたように、ひとり暮らしで要介護3以上で本当に差し迫って入所必要じゃないか、待機している人がそんなに多くないんですけど、その人たちは必要だろうという答弁もありました。私もその人たちが入れるようにするというのは、大事だと思います。そうしますとね、施設が誰を入所するかと決めるということになると、いつまでも妙高市の市民で残っちゃうんじゃないかという可能性もあるわけですね、残るという意味では、施設が決めているわけですから、市の裁量で決めているわけじゃないということになると。そうすると、いつまでたっても施設が足りない、その施設をつくるために妙高市が中心になって、妙高市の土地の区域の中へつくれば、それなりにまた保険料にはね返るんじゃないかと思うんですけど、そういう悪循環というのは心配ないんですか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） いわゆる施設の整備の所在地と、いわゆる介護保険サービスの負担とといいますか、その関係だと思いますが、いわゆる施設入所者の住所地特例という制度がこれ全国的に適用になっております。要するに特別養護老人ホーム等の施設の整備により、その施設所在市町村の給付負担が上がるのを防ぐために、いわゆる例えば妙高市の特別養護老人ホームに入る上越市の市民の方のいわゆるサービス給付費につきましても、上越市が負担をしている。反対に上越市の特養に入っている妙高市民の人に対する介護給付費については、妙高市が負担をしているということでございますので、そういう点から言えばこれはバランスがとれているということでございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 繰り返しますが、入所待機者の要介護度1から5ですけど、入院も含むんですけど、在宅でひとり暮らしだというのは、16人だとおっしゃるんですね。この人たちは、差し迫って施設に入りたいんだと思うし、それは必要じゃないかと、保険料掛けているんだから、それなりに応えるのは必要じゃないかと。3から5ですと11人ですか、これも私は必要じゃないかなと思うんですけど、今その後の運営費については、それはわかるんですよ。建設するとき、前にそんなことはないかと課長おっしゃいましたが、新聞に出たのは、施設を建設するよりも、一定の負担金をその施設へ払って枠を確保してもらっているほうが自治体にとって安上がりだと、そんなふうな報道もあったんです。今そういうのはないんじゃないかと課長おっしゃったんですけど、私はそこら辺で若干疑問があるんです。こういうようなやり方で施設が選定するということになると、例えば寄附金をもらったとかなんかというのは、特別了解があるんじゃないかな、実際に上越市は介護計画に沿ったよりも少ない施設しかつくっていないし、糸魚川市は計画そのものも余りないという情報もあります。そういう点で、妙高市が一生懸命施設をつくっても、いつまでたっても足りない、しかも市外の人たちが利用している、そういう点では市外の人をみんな排除するわけにもいかないし、こちらでも世話になっていたこともあるんだから、いかないけど、そういう仕組みは心配ないんですかね。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 妙高市においても入所の待機者は存在しますし、上越市、糸魚川においてもこのやはり

入所待機者というものは存在しております。そういう意味では、お互いに同じような状況にあるというふうを考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） くどいようですが、みんな存在しているんです。だけど、一方ではそれに応えようと思って施設をつくる。片一方はつくらないで、どっかで利用するところがないかとそうやって探している。そこら辺で保険料に差がつくんじゃないかなと思って私は心配しているんですけど、心配ないですか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） この整備のあり方ですが、やはりそれぞれの市町村がそれぞれの自分たちの市民の皆さんの待機者の状況ですとか、そういったものを考えながら次といたしますか、いわゆる介護保険事業計画に掲載して、それにのっとって計画していくのがこれが筋なんだろうと思っています。ただ、その整備をする過程において、たまたまですね、なかなかその事業者がいない、介護人材不足があつて、整備することがかなわなかったというふうですね、そういう不測の事態があつたというふうに承知しております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 要望に応えるように整備すれば整備するほど保険料が高くなるという実態と見ていると、どうも割り切れないんですね、その辺は。それで、じゃ利用料はどうかというと、それぞれの仕組みがあるからそんなに影響しないとあつたけど、利用料も聞いてみると、例えばショートステイとか、デイサービスとかなんかというと、施設みんな一律じゃないですね。イニシャルコストを安く抑えるために、市が土地を無償で貸したり、軽減して貸したりしているところとそうでないところでは、時間当たりの費用とか、日当たりの費用違うと思うんですけど、そこら辺が次の課題、今決まっちゃったんですからあれですけど、県内で 20 市で一番高い保険料だなんていって、この間まで上越市がそう言われていたんですけど、今度は下げたり、抑えたり、何で抑えられるかと、例えば一般会計からの助成を多くしたんならそれはそれでわかるんですけど、それも何か多くしたような感じは見えない。そうすると、計画どおり施設をつくっていない、そんなのがそういうふうに影響するのかというと、次の期今度は第 8 期ですか、どうしたらいいのかというのは、今から真剣に考えておいてほしいと思います。

以上です。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 総合相談についてお尋ねしたいと思います。

高齢者や介護者が抱える悩み事や生活問題等の対応、総合相談について行われておりますが、年間合計 1602 件ということで書かれております。今ほど渡辺委員からの質疑がありましたが、この相談の中にですね、先ほどの介護施設への待機者ということで、その中からの相談はなかったかどうか、お尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 具体的なですね、入りたい云々も恐らくあつたと類推されますが、私ども今ここです、把握しているのが介護保険に関する相談ですね、これは 616 件ございました。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 特にですね、ここにいろいろな相談の方法とかですね、相談内容の件数が載っておりますけれども、1 年前から特にどのようにふえているかについてお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） やはり介護保険に関する相談が一番多うございまして、その次には健康相談、そして認知症という順番になっております。特に昨年比に増加しているものといましては、この認知症でございま

すね。こちらにつきましては、昨年が 116 件でしたが、29 年度が 186 件ということで、プラスの 70 件増加していると。それから、同様に医療機関からの相談です、これが 28 年度が 89 件でしたが、29 年度は 102 件、これも増加してございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 認知症の相談が非常に多くなったということが理解できましたが、これをどのようにですね、関連した事業に結びつけているのか、ここにですね、認知症カフェとか、初期支援とか書かれておりますが、どのようかお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） この認知症の増加はですね、本当に当市だけじゃなくて、全国的な課題になっております。そういう意味で、まず認知症そのものをですね、やはり広い市民の皆様を知ってもらおうということが大事だろうと思っています。そこで、この成果説明の 116 ページにもございますが、この認知症のケアパスというものがございます。具体的な症状の進行に応じて、どのような医療、介護サービスを受ければいいのかというようなですね、そういったものが網羅されている小冊子でございます。これを市民の皆様あるいは医療機関、介護保険事業所に配布しながら活用を促したところでございますし、認知症カフェにつきましては、昨年からはけいなん総合病院の 6 階ですね、けいなん総合病院の皆様と協働で月 1 回開催をして、実績も出ているところでございますので、こういったことをですね、地道に行いながら、普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 承知しました。年間 1602 件ということで、一件一件を丁寧に処理していくということで、相談内容によっても非常に時間がかかると思います。解決しにくい問題もたくさんあると思いますが、年間 1602 件というのは、単純計算しても 1 日 4 件から 5 件をこなしていかなければいけないということで、非常に大変ではないかなと感じますが、どのように対応しておられますか。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） こちらのまず件数でございますけども、私どものこの本庁の福祉介護課プラス妙高高原支所、それから妙高支所での対応も含まれております。具体的な相談の対応の内容でございますけども、基本的にはその御家族の方ですとか、御本人様が市役所あるいはその支所に来所されて相談する窓口対応のほか、電話による相談ですとか、あるいは実際に訪問によった相談等ですね、いろんな状況、相談内容に応じて対応している状況でございます。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 大変だと思いますが、対応に努めていただきたいと思います。

その下段にあります在宅医療についてですが、私ごとですけれども、義理の母については、3 年ほど前からですね、認知症を患って、重ねてがんも併発し、ほかに難しい病気も併発していたということで、相談の末本人の強い希望をかなえるために自宅療養をすることにしました。最期まで自宅で過ごすことができましたが、場合によっては在宅医療のあり方というのは、ケース・バイ・ケースであると思っております。国では、在宅医療は推し進めていくように思われますけれども、今後当市においてはどうか考えるのか、現状と課題、今後の方向性についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 今委員さんおっしゃったとおりですね、この 2025 年問題で、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となった後、この医療や介護を必要とする高齢者の方が今よりもですね、よりふえて、今後は多死社会、

多くの方がお亡くなりになっていく社会だというふうに言われています。こういったことを踏まえまして、当市ではですね、昨年この上越市と妙高市で合同で在宅医療・介護連携推進協議会というものを立ち上げました。その中で、いわゆる4つの専門部会を設けながらですね、いわゆるみとりに関する研修、検討を進めているところでございます。また、医師、それから薬剤師、介護支援専門員、介護事業所等との多職種連携、学びの場として妙高ケアフォーラムですね、これ7月の26日に開催いたしましたけれども、こういったものの中ですね、いわゆる本年度からはみとりに関する学びを深めている状況でございます。今後の方向性でございますけれども、これはですね、国でも人生の最終段階における医療ケアの決定に関するガイドラインを示しております、アドバースケアプランニングというですね、いわゆる本人の意思を確認しながらみとりがどのような最期を迎えたいのか、それから日ごろから家族ですとか、信頼できる人、そして医療の方々と繰り返し話し合うことがこれからの方向性であると言われておりますので、これらに沿ってですね、対応していきたいと思っております。

○委員長（堀川義徳） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 7月にそう言えば建設厚生委員の皆さん全員がですね、妙高ケアフォーラムに参加させていただきました。今ほど課長さんがおっしゃるとおり、このみとりのあり方が成立するには、医師、そして家族を初めとする連携した協力体制が望まれるところだと思っております。非常に大変な時代になりますけれども、みんなで協力してみとりのあり方についてまた研究していかなければいけないと思っております。

以上です。

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第81号 平成29年度新潟県妙高市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号は認定されました。

健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 済みません。先ほど渡辺委員さんから御質疑いただいたことについて回答させていただきます。

まず、77号の関係でございますが、第3子18歳以下いた場合のその第3子がいる以上を均等割を免除した場合はですけども、今年度末で見た場合ですね、当市においては現在対象になる子供さんが40名おります。金額にしますと65万2000円になるということでございます。

それから、もう一点お願いいたします。議案第78号のほうの後期高齢の関係の普通徴収の平成28年度の徴収率ですが、99.1%ということで、29年度と同率でございました。大変申しわけございませんでした。

○委員長（堀川義徳） 以上で当委員会に付託されました議案の審査が全て終了しました。

閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（堀川義徳） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

閉会中の継続審査（調査）のうち、いわゆる所管事務調査については、お手元に配付の資料にも記載しておりますが、委員、執行部側のいずれからも申し出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申し出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申し出しないことに決定されました。

次に、継続審査（調査）のうち、先進地委員会調査についてお諮りいたします。

お手元に配付の資料のとおり申し出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の資料のとおり申し出することには決定されました。

あわせて先進地委員会調査の日程についてお諮りします。先進地委員会調査については、お手元に配布の資料のとおり 11 月 6 日から 11 月 8 日に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 御異議なしと認めます。

よって、先進地委員会調査については、11 月 6 日から 11 月 8 日に実施することに決定されました。

なお、詳細については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

○委員長（堀川義徳） 以上をもちまして本日予定しておりました日程の全てが終了しました。

これをもちまして建設厚生委員会を散会いたします。大変御苦労さまでした。

散会 午後 3 時 15 分